

大和町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 4 月

大 和 町

目 次

1. 計画策定の背景・目的	1
(1) 本町の公共施設等を取り巻く環境	1
(2) 国の動向	1
(3) 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け、期間	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画期間	2
3. 本町の人口動向	3
(1) 人口動向・総人口の推移	3
(2) 人口動向・年齢3区分別人口の推移	3
(3) 人口動向・5歳階級別人口動向	4
(4) 将来の人口推計	5
4. 公共施設等の現況	6
(1) 財政	6
(2) 公共施設	9
(3) 道路	12
(4) 橋りょう	13
(5) 上水道	15
(6) 下水道	17
(7) 全体更新費用	18
5. 公共施設等の管理に関する基本方針	20
(1) 公共施設等を取り巻く課題	20
(2) 公共施設等の管理に関する基本方針	21
(3) 公共施設等の管理に関する実施方針	22
(4) フォローアップの実施方針	26
6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	28
(1) 学校教育系施設	29
(2) 文化コミュニティ系施設	32
(3) 社会教育系施設・スポーツレクリエーション系施設	36
(4) 子育て支援施設	41
(5) 保健福祉施設	44
(6) 行政系施設	47

(7) 町営住宅	51
(8) 産業系施設	54
(9) 上下水道関連供給処理施設	56
(10) 道路・橋りょう	60
(11) 公園・緑地等	63
(12) 上水道管路施設	66
(13) 下水道管渠等施設	67

1. 計画策定の背景・目的

(1) 本町の公共施設等を取り巻く環境

本町では、平成 27 年度には、「大和町第四次総合計画」の見直しを行い、また「大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後の本町の将来を見据えた行政施策の展開を図ることとしています。第四次総合計画の目標年次平成 35 年（2023 年）までは、本町の人口の伸びは継続し、平成 35 年の人口フレーム 30,000 人をピークに減少化となり、高齢化が進むことが見込まれています。

近年、本町では市街地の計画的整備に伴う人口増加や工場立地の動きが進む一方で、旧来の集落においては人口の減少化が進みつつあるなど、地域間格差が顕著な問題となっています。このような背景のもと、既存の公共施設については、配置バランスの問題や経年劣化による老朽化が進むことによる維持管理の重要性が高まっています。

また、道路や橋りょう等の広域的なインフラの老朽化対策や、面整備により整備された住宅団地や工業団地におけるインフラの老朽化による維持修繕が集中することなどが予想されます。

そのため、既存公共施設等の老朽化の度合い等に応じて修繕・改修を検討するとともに、公共施設等の適正配置や有効活用、管理運営の効率化といった、適切な公共施設等のマネジメントを図ることが重要となります。

(2) 国の動向

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25（2013）年 6 月 14 日閣議決定）のもと、平成 25（2013）年 11 月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

こうした国の動きに基づいて、平成 26（2014）年 4 月、総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定要請（平成 26（2014）年 4 月 22 日付総務大臣通知）がなされました。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」（平成 27（2015）年 6 月 30 日閣議決定）においては、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての、国における積極的な関与や支援が示されました。

(3) 計画策定の目的

以上の背景から、本町の公共施設等のマネジメントに当たっては、公共施設等の維持管理・更新費用の増加が見込まれることに加え、近年の面整備によるまとまった公共施設整備についても考慮に入れる必要があります。

こうした状況から、今後の人団地の見通し等をもとに、道路、橋りょう等のインフラを含む公共施設等について、その長期的・総合的な管理に関する方針や目標を定めた「大和町公共施設等総合管理計画」を策定します。

本計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制等財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図ります。

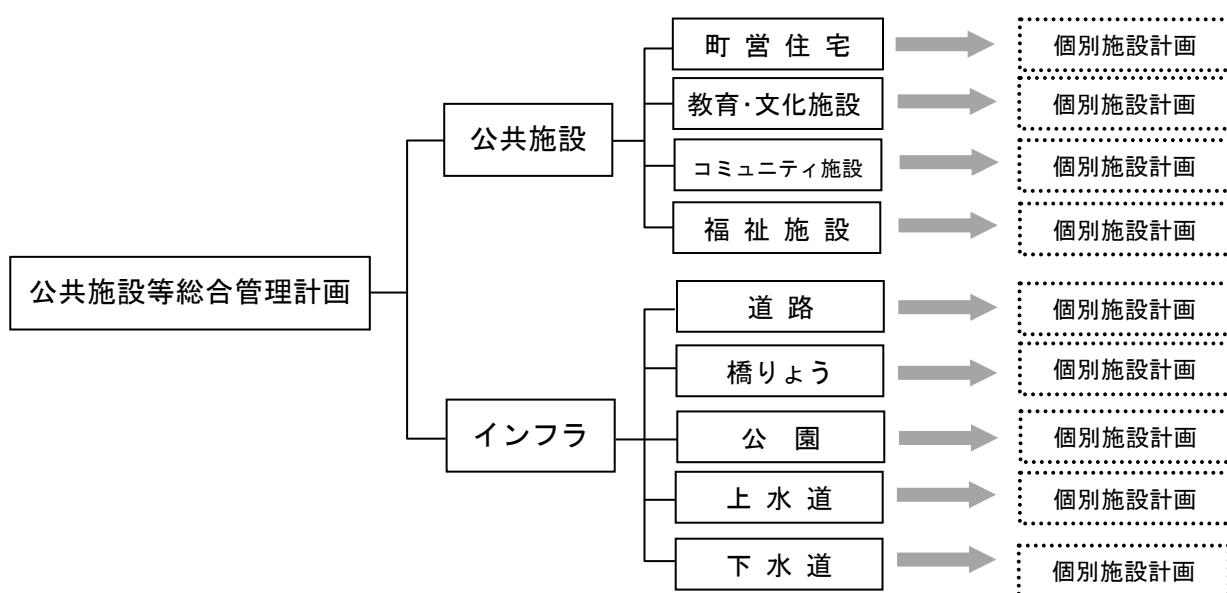
2. 計画の位置付け、期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、本町の公共施設面について、その長期的・総合的な管理方針を提示します。老朽化・耐震性等の観点から喫緊に対応すべき公共施設の管理方針等を示すとともに、個別施設毎（分類別）の管理方針等を定める「個別施設（長寿命化）計画」を策定する基礎とします。

本町の公共施設等のマネジメントに当たっては、公共施設等の維持管理・更新費用の増加が見込まれることに加え、近年の面整備によるまとまった公共施設整備についても考慮に入れる必要があります。

【大和町公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係】



(2) 計画期間

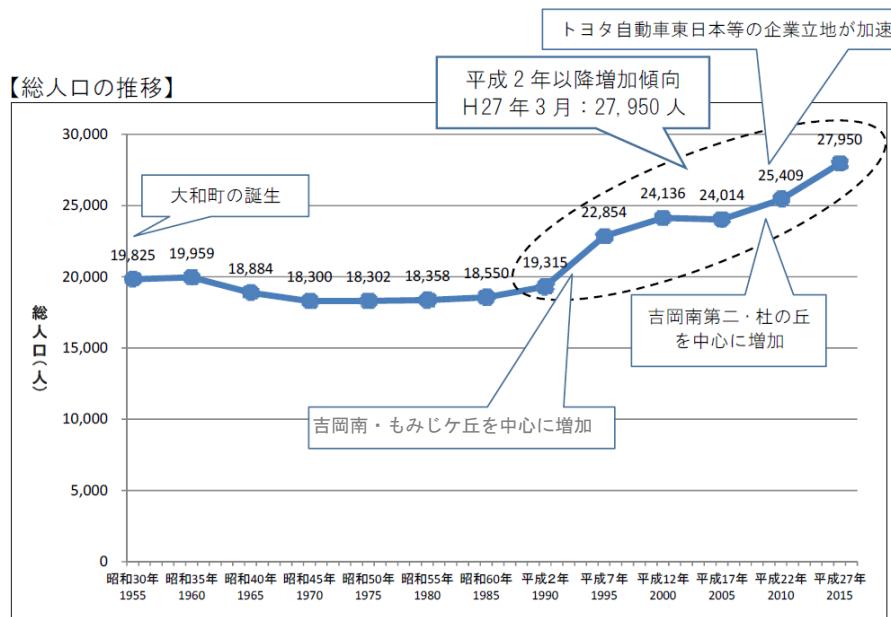
本町においては、現存の公共施設等の寿命が数十年に及ぶことから、長期的な視点をもって更新・統廃合等を実施する必要があります。したがって、本計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 58（2046）年度までの 30 年間とします。

本計画の策定以降は、本町の人口推移や財政状況、新たな開発計画等を踏まえ、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間を第 1 期とし、以後 10 年間毎に本計画を時点更新します。また、上記の時点更新に加え、歳入・歳出額の変動、更新費用試算条件の変更等に応じて、適宜見直しを行うこととします。

3. 本町の人口動向

(1) 人口動向・総人口の推移

本町の人口は、平成 2 (1990) 年以降増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年 3 月末現在で 27,950 人と近年は増加傾向で推移しており、平成 26 (2014) 年の人口増加数は全国の町村の中で第 4 位となっています。人口増加の受け皿として整備した、吉岡南部や仙台市近郊での大規模な住宅地開発や、仙台北部中核工業団地への工場立地に伴い、平成 2 (1990) 年以降急激に人口は増加しています。

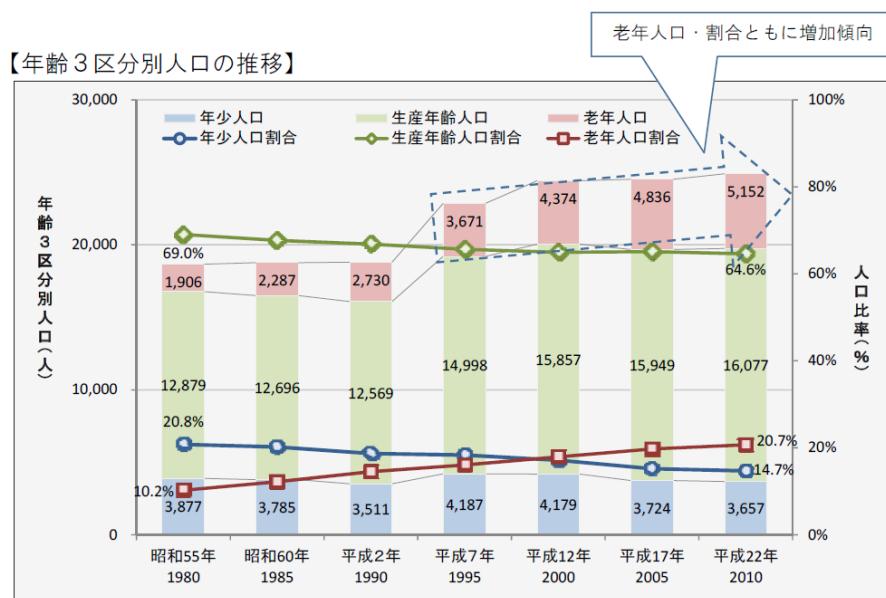


資料：住民基本台帳（国提供データ）

資料：大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月）

(2) 人口動向・年齢3区分別人口の推移

平成 22 (2010) 年の国勢調査による人口は、24,894 人となっており、年齢3区分別の人口比率をみると、年少人口（14 歳以下）が約 14.7%、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）が約 64.6%、老人人口（65 歳以上）が約 20.7% となっています。老人人口（65 歳以上）は、平成 7 (1995) 年以降急激に増加し、平成 12 (2000) 年の国勢調査時に年少人口（14 歳以下）の割合を超えていました。



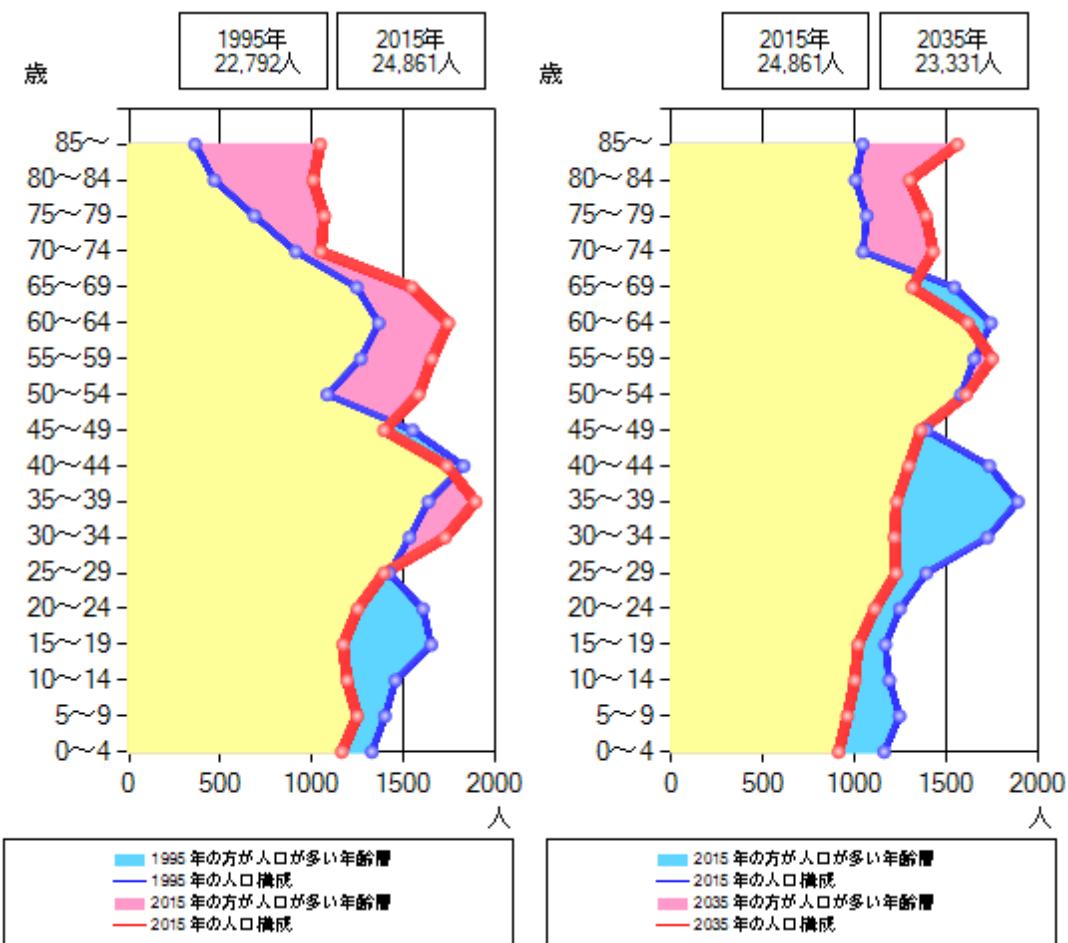
出典：国勢調査

注) 年齢不詳の人口を除く

資料：大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月）

(3) 人口動向・5歳階級別人口動向

国立社会保障・人口問題研究所推計による将来人口動向から、平成7（1995）年～平成27（2015）年、平成27（2015）年～平成47（2035）年のそれぞれ20年間の人口構造の変化を見ると、人口減少及び少子高齢化が一層進行する見込みとなっています。



	1995年 22,792人	2015年 24,861人	9.1%
高齢者人口 (65才～)	16.1%	23.0%	6.9%
生産人口 (15～64才)	65.6%	62.5%	-3.1%
年少人口 (0～14才)	18.3%	14.5%	-3.8%

	2015年 24,861人	2035年 23,331人	-6.2%
高齢者人口 (65才～)	23.0%	30.0%	7.0%
生産人口 (15～64才)	62.5%	57.7%	-4.8%
年少人口 (0～14才)	14.5%	12.3%	-2.2%

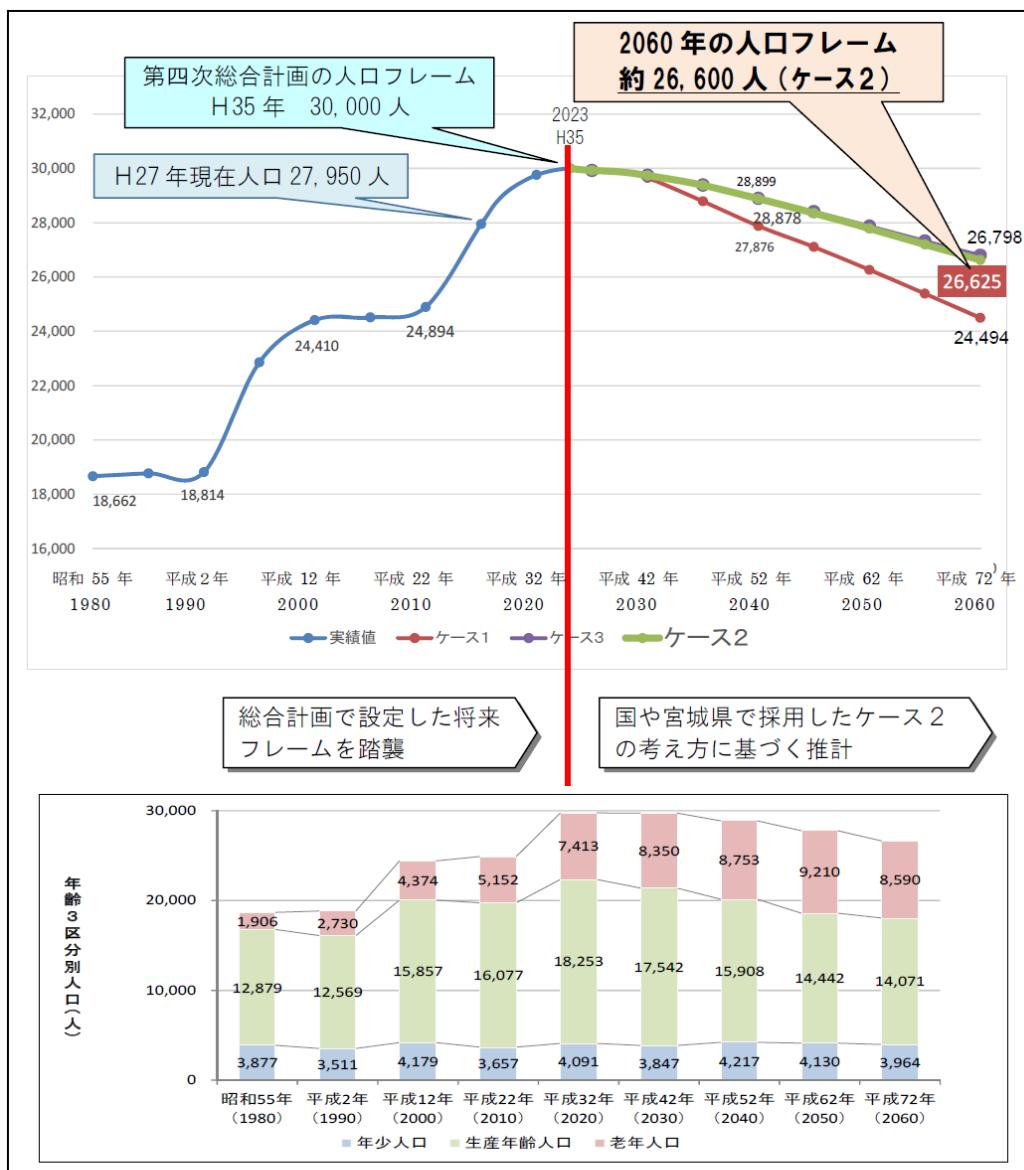
資料：日本の地域別将来推計人口（平成25年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）

(4) 将来の人口推計

本町の人口は、平成 22 (2010) 年以降も急激な増加が続いている、第四次総合計画で掲げた将来人口フレーム（中間年次：平成 27 (2015) 年 28,200 人）を達成しています。

のことから、第四次総合計画の目標年次としている平成 35 (2023) 年までは、引き続き人口の伸びが継続するものと考え、平成 35 (2023) 年の人口フレームを 30,000 人としています。

以上を踏まえ、平成 36 (2024) 年以降は、国や宮城県で採用したケース 2 の考え方に基づき将来人口を推計することとし、平成 72 (2060) 年における本町の人口は約 26,600 人と想定いたしました。



注) S55～H22 は国勢調査、H27 は住民基本台帳、H35 は第四次総合計画、H36～72 は推計値

■将来人口フレームの検討ケース

- ケース 1：国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠する場合
- ケース 2：合計特殊出生率が 2030 年に 1.80 (希望出生率) に達し、2040 年には 2.07 (人口置換水準) に回復する場合
- ケース 3：合計特殊出生率が 2030 年に 2.07 (人口置換水準) に到達する場合

資料：大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月）

4. 公共施設等の現況

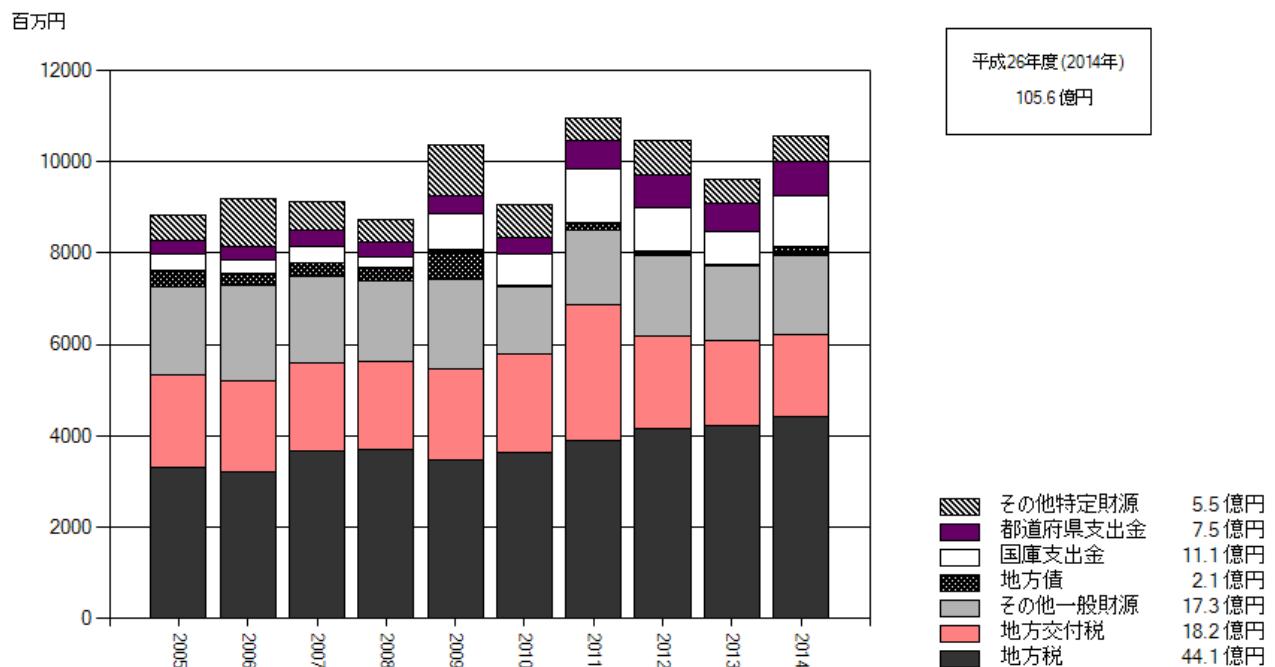
公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な費用、財政状況及び充当可能な財源の見込み等について、公共施設等更新費用試算ソフト(Ver. 2.10)に基づき把握します。

(1) 財政

財政状況の推移と投資的経費の置かれている状況を把握するため、普通会計決算の歳入決算額の推移、歳出決算額の推移、歳出決算額の性質別内訳、投資的経費の推移及び内訳を把握します。

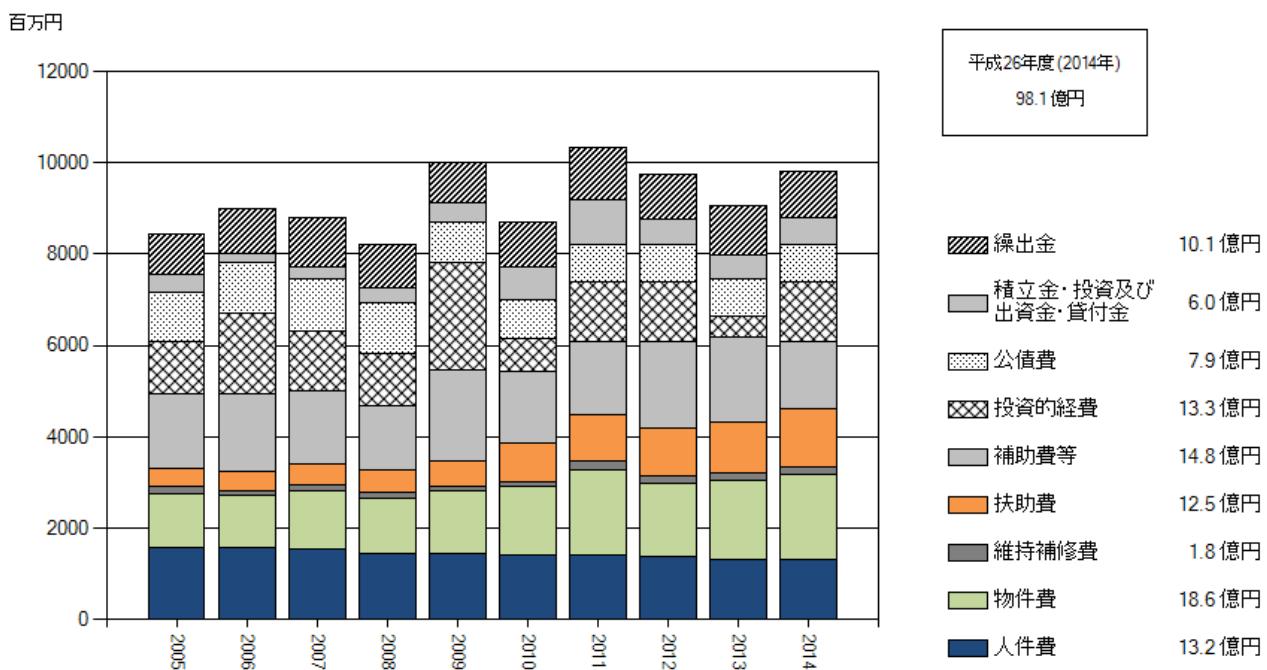
①歳入決算額の推移（普通会計決算）

歳入合計額は過去10年間において増加傾向にあり、平成23（2011）年度の109.6億円をピークとして、平成26（2014）年度は105.6億円となっています。



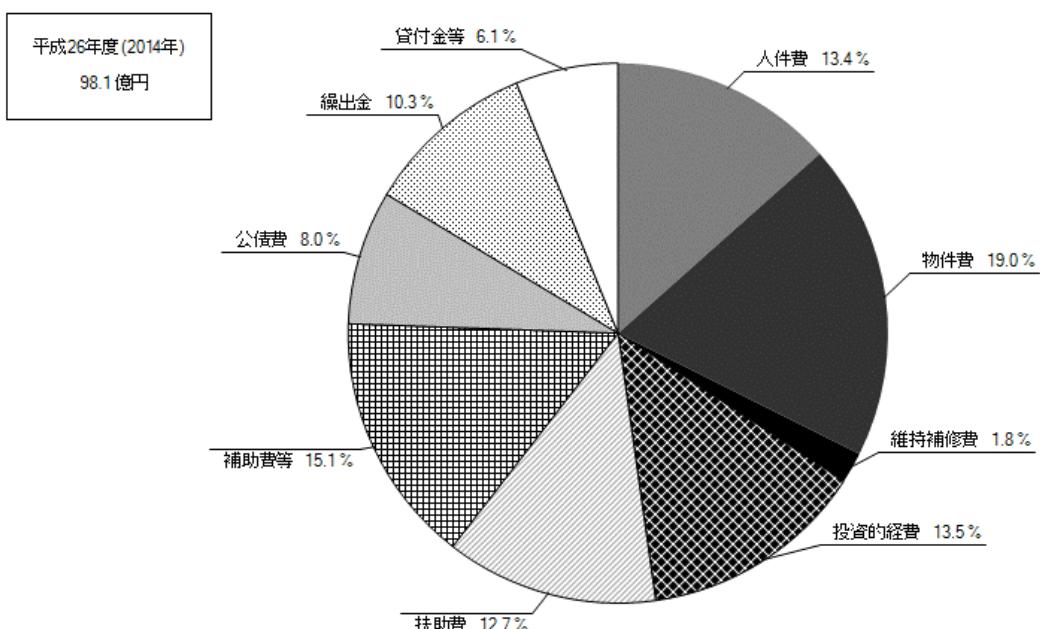
②歳出決算額の推移（普通会計決算）

歳出合計額は過去10年間において増加傾向にあり、平成23（2011）年度の103.5億円をピークとして、平成26（2014）年度は98.1億円となっています。



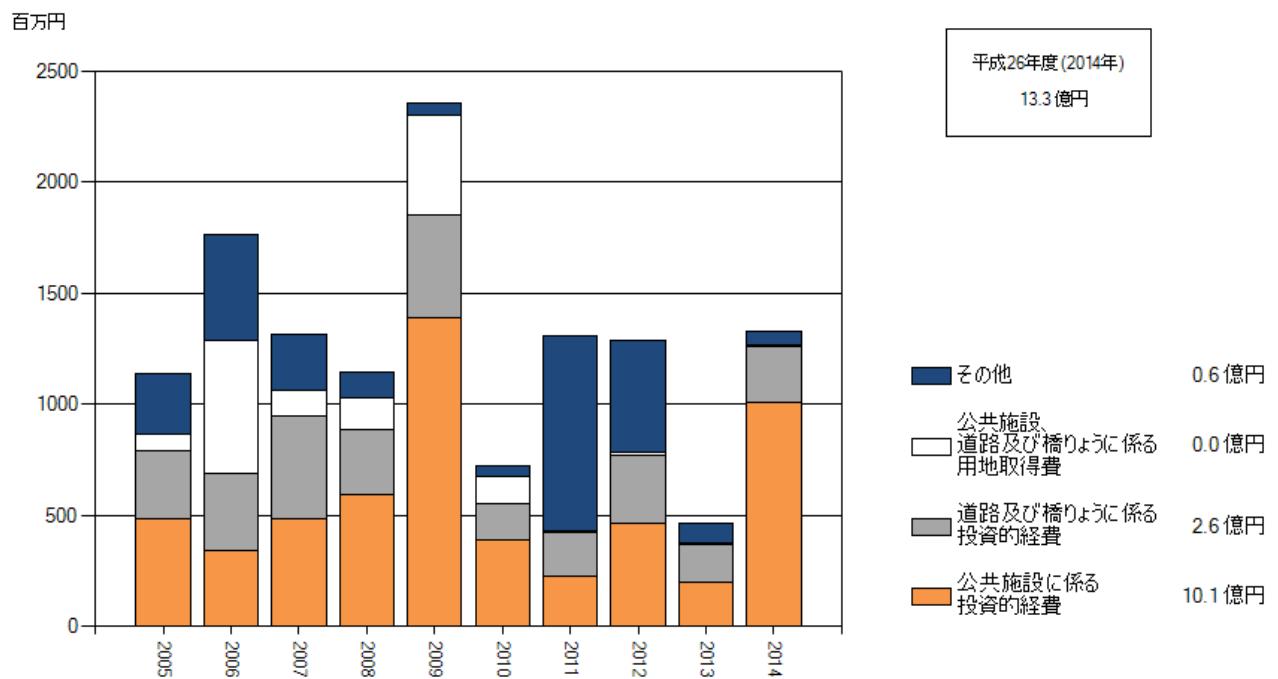
③歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）

平成26（2014）年度の歳出決算額の内訳は、物件費が19.0%で最も多く、次いで補助費等が15.1%、投資的経費が13.5%、人件費が13.4%となっています。



④投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）

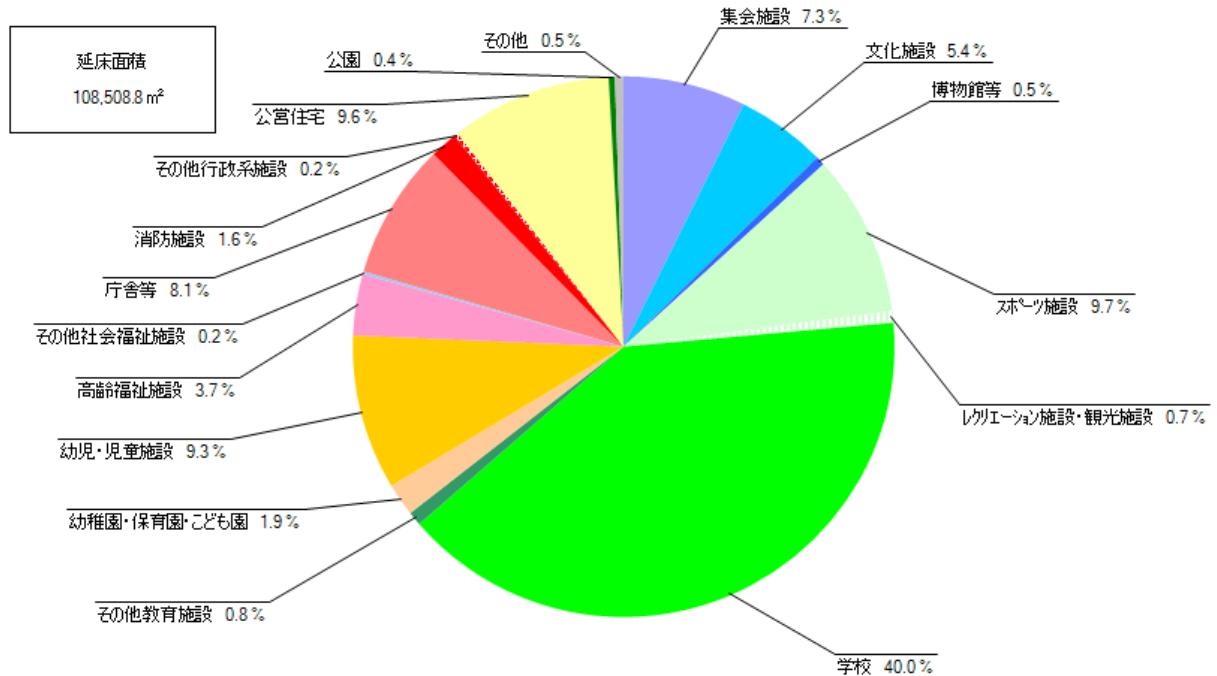
投資的経費の合計額は、過去10年間において平成21（2009）年度の23.6億円がピークとなっており、平成26（2014）年度には13.3億円となっています。



（2）公共施設

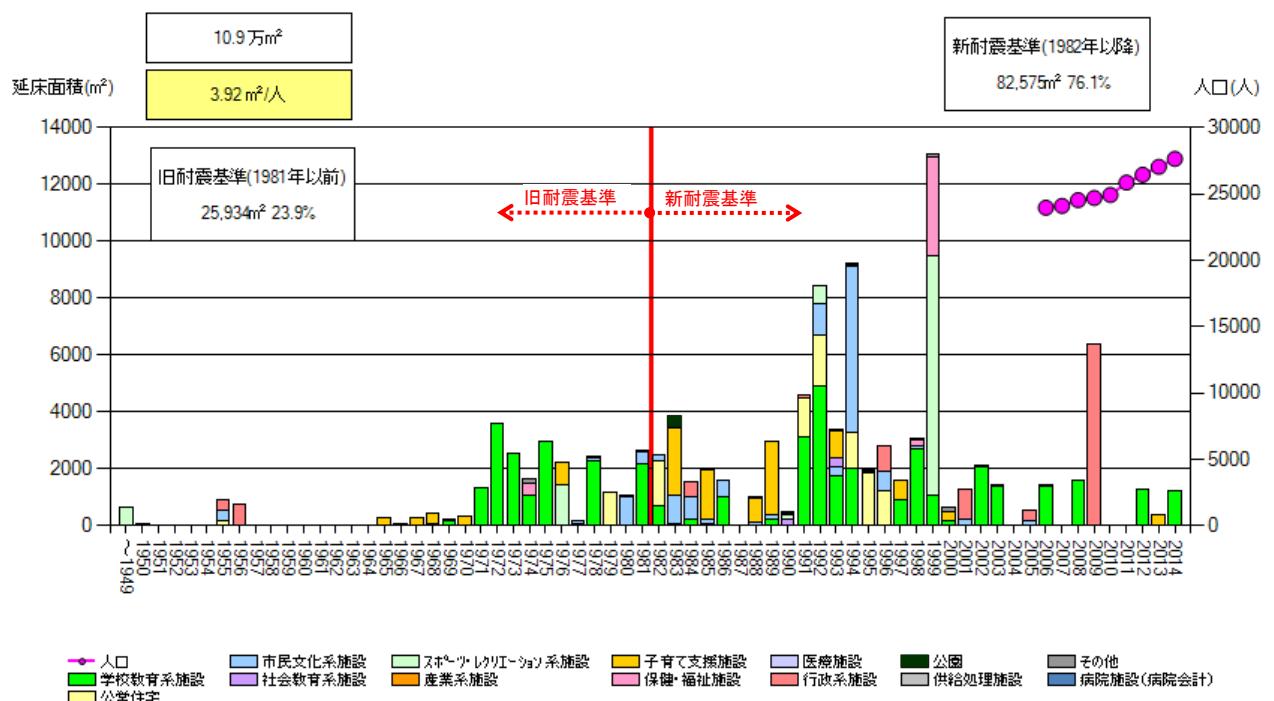
①延床面積の内訳

延床面積の占める割合は、学校が 40.0%で最も多く、次いでスポーツ施設が 9.7%、公営住宅が 9.6%、児童施設が 9.3%、庁舎等が 8.1%、集会施設が 7.3%となっています。



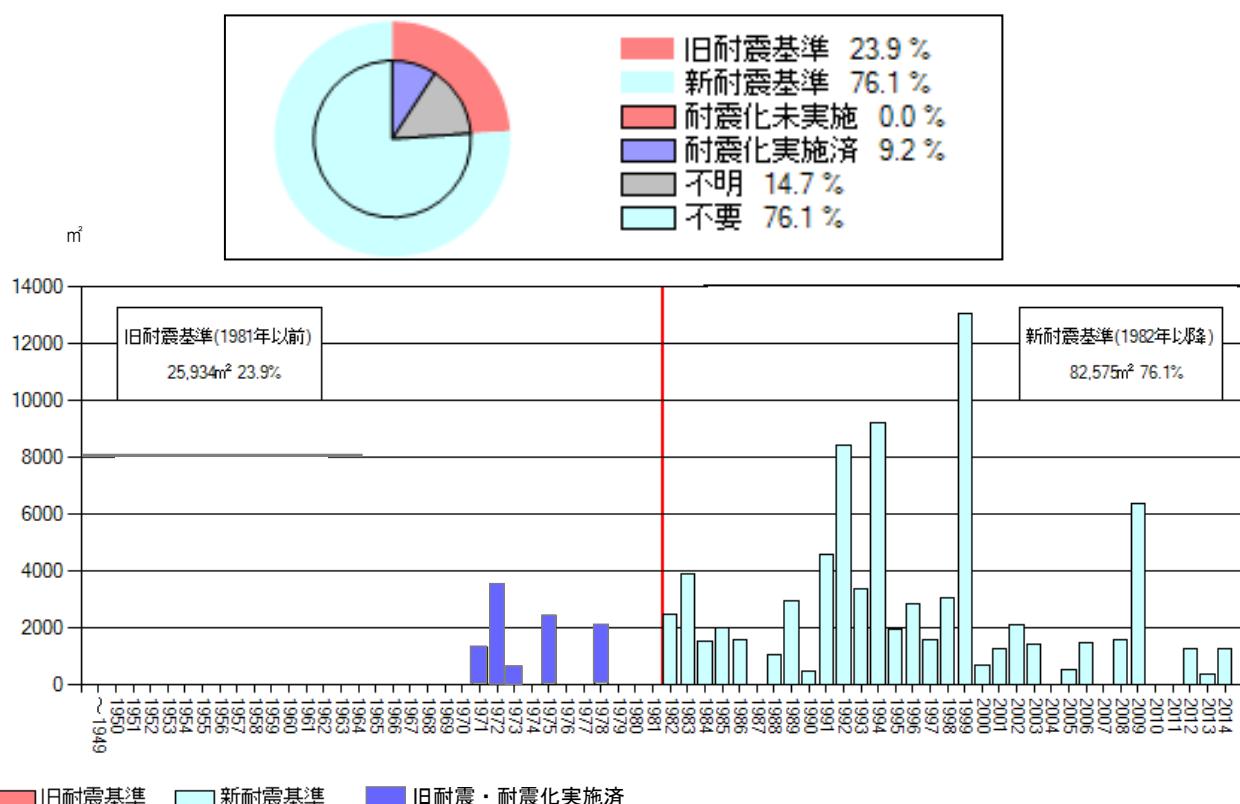
②年度別整備延床面積

平成 26 (2014) 年度時点の総延床面積は約 10.9 万 m²であり、町民一人当たりの面積は 3.92 m²／人となっています。また、旧耐震基準 (1981 年以前) の施設は学校教育系施設が多くなっています。



③耐震化の状況

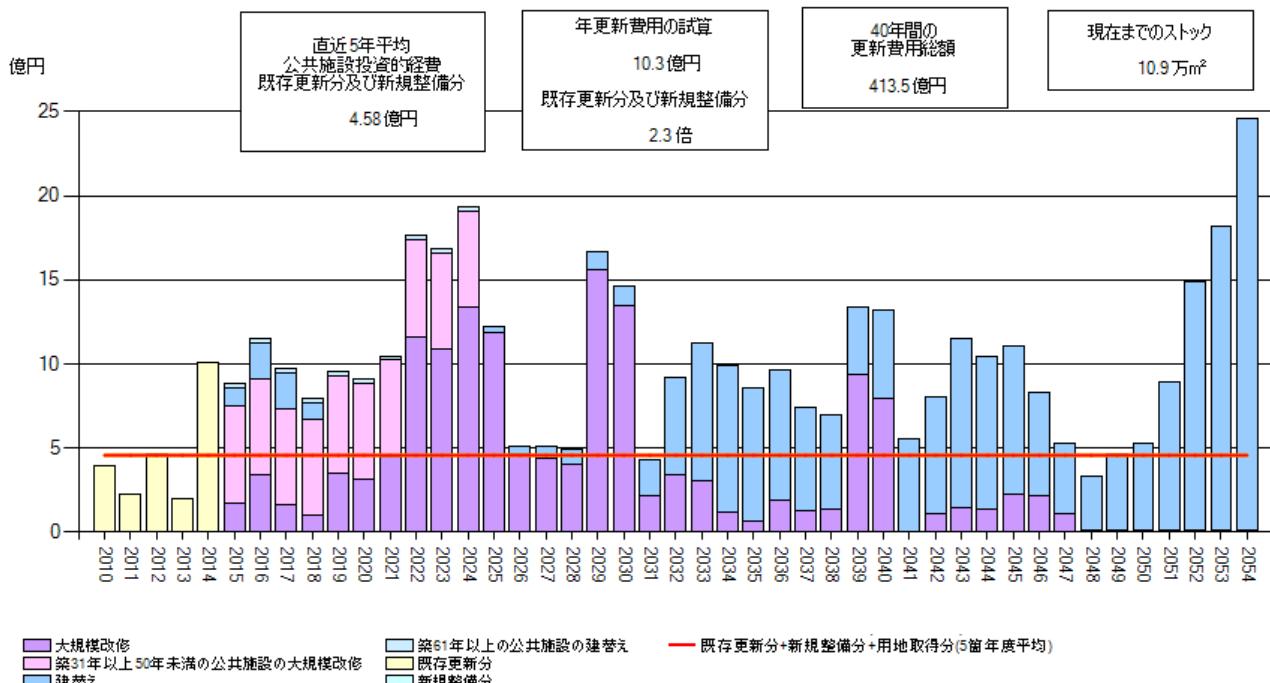
平成 26 (2014) 年度時点において、旧耐震基準 (1981 年以前) の施設は 23.9% であり、そのうち耐震化実施済の施設は学校を中心として 9.2% となっています。



④将来の更新費用の推計

公共施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の更新費用総額は約413.5億円であり、年間の平均更新費用は約10.3億円となっています。なお、公共施設に係る投資的経費の直近5年平均は約4.6億円となっており、半分以上の約5.7億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。



【更新の考え方】

- 建築物の耐用年数は60年と仮定（建設後30年で建築物の大規模改修、その後30年で建て替えると仮定）
- 試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- 建設時より50年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定

（参考）更新（建替え）及び大規模改修の単価※

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円／m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円／m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円／m ²
公営住宅	28万円／m ²

※単価は「公共施設等更新費用試算ソフト（平成28年版）平成28年1月」（監修総務省）による。以下各施設の更新単価において同様である。

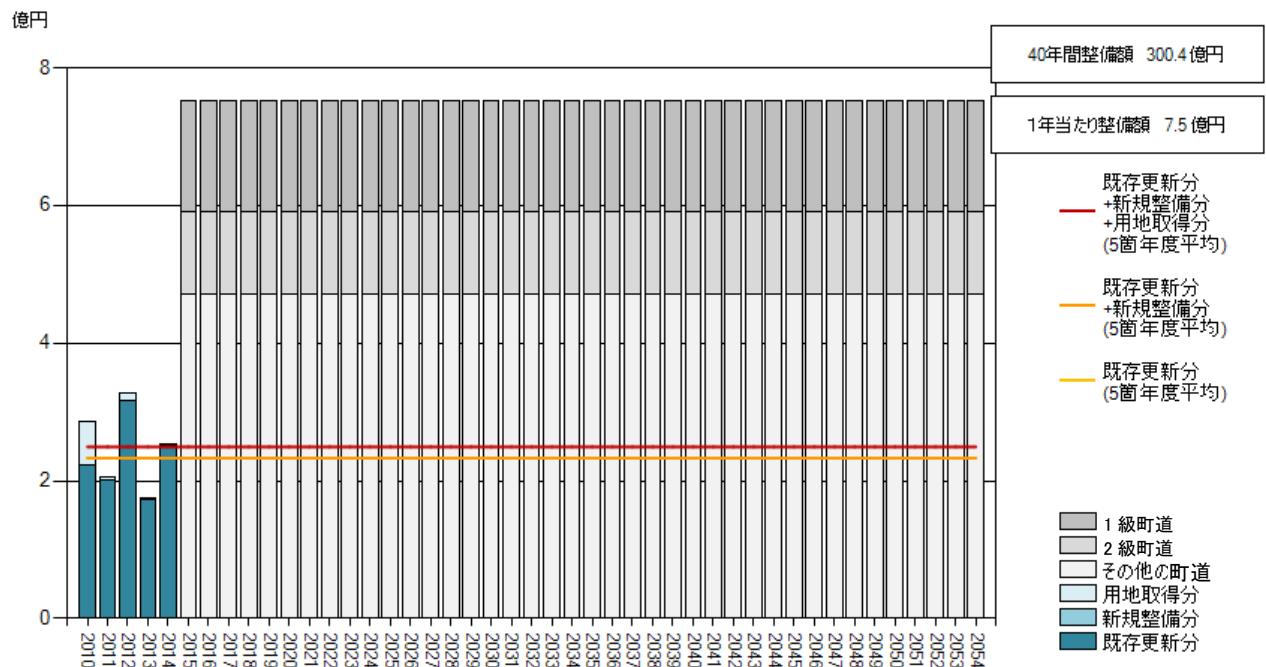
大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円／m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円／m ²
学校教育系、子育て支援施設等	17万円／m ²
公営住宅	17万円／m ²

(3) 道路

①分類別面積による将来の更新費用の推計

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約300.4億円であり、年間の整備額は約7.5億円となっています。なお、道路に係る投資的経費の直近5年平均は約2.5億円となっており、約5億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。



【更新の考え方】

- 更新年数を15年に設定し、道路全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

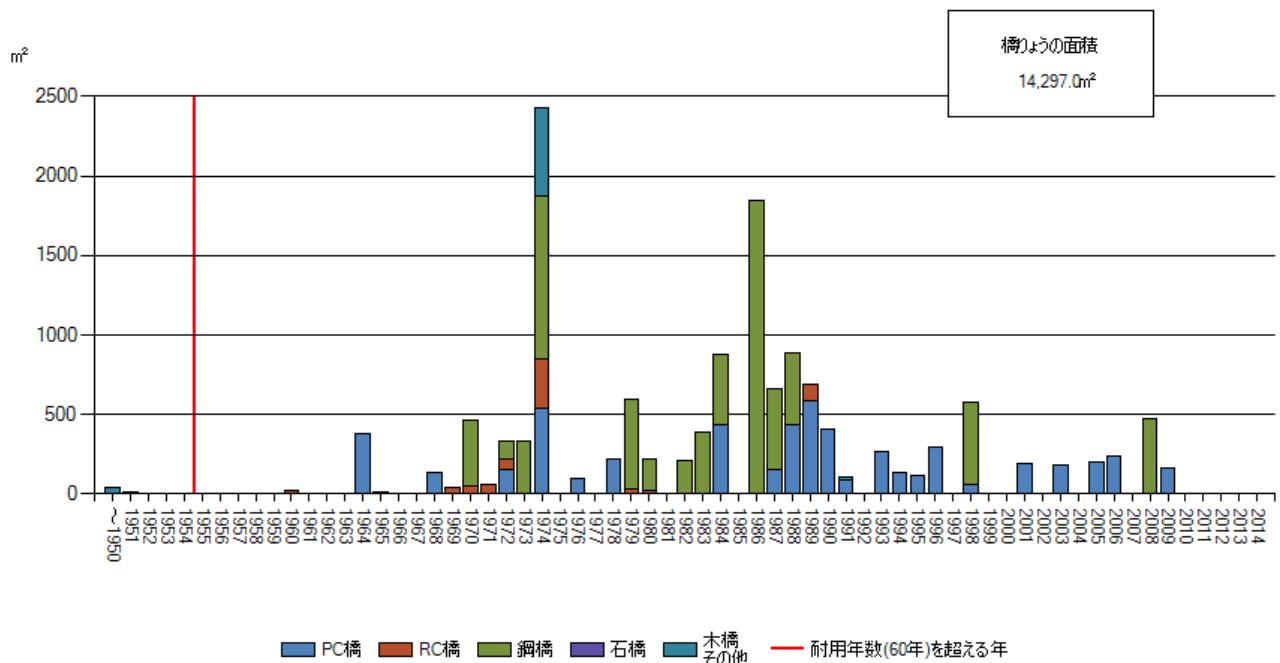
(参考) 更新単価

一般道路	4,700 円／m ²
------	------------------------

(4) 橋りょう

①構造別年度別整備面積

橋りょうの構造別年度別整備面積を見ると、1974年に最も多く整備されており、次いで1986年に多く整備されています。

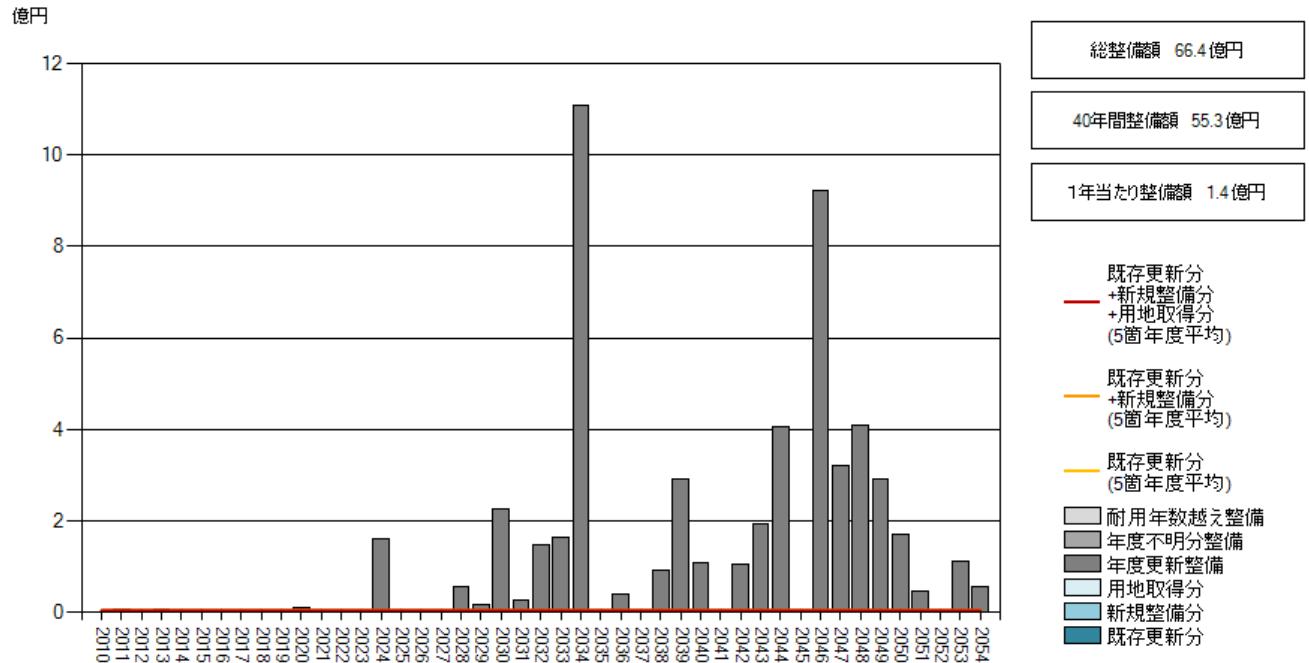


②構造別面積による将来の更新費用の推計

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、総整備額は約 66.4 億円、そのうち今後 40 年間の整備額は約 55.3 億円であり、年間の整備額は約 1.4 億円となっています。

なお、橋りょうに係る投資的経費の直近 5 年平均は約 5 百万円であり、約 1.4 億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。



【更新の考え方】

- 更新年数を 60 年に設定

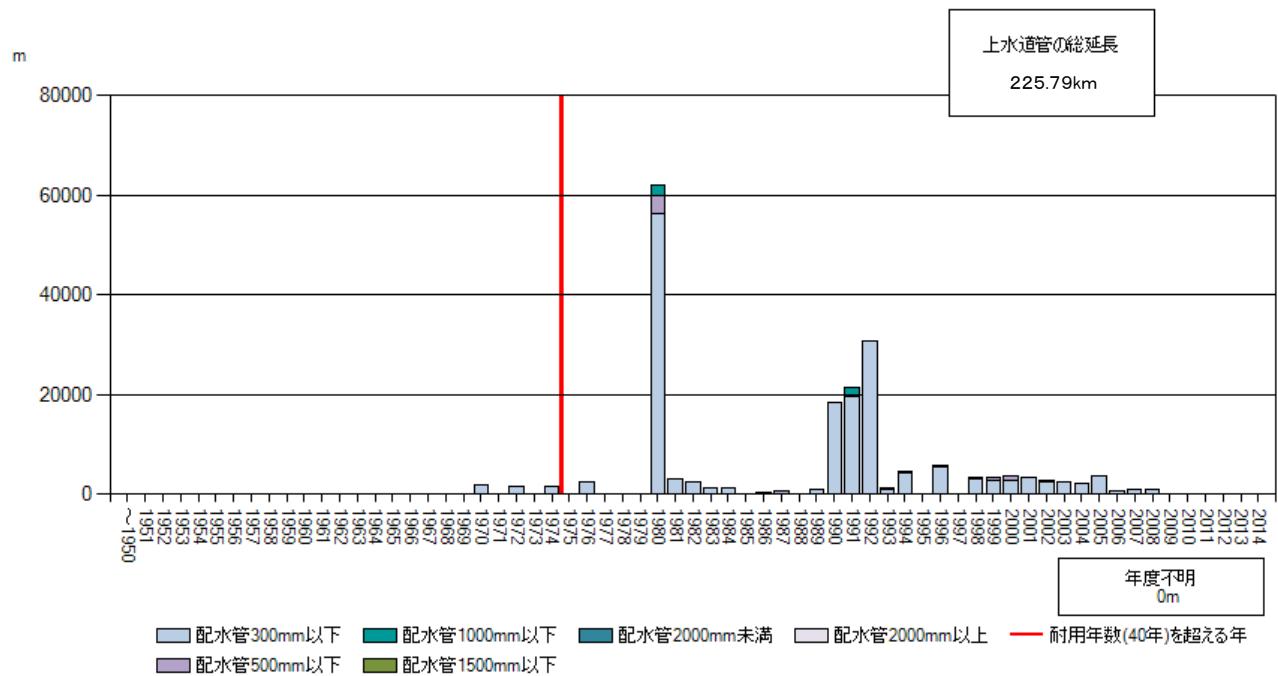
更新単価 : PC (プレストレスト・コンクリート) 橋・RC 橋・石橋・木橋その他は 425 千円／m²、

鋼橋は 500 千円／m²

(5) 上水道

①年度別整備延長

上水道の年度別整備延長を見ると、1980年に最も多く整備されており、その後1990年代においても多くの整備されています。

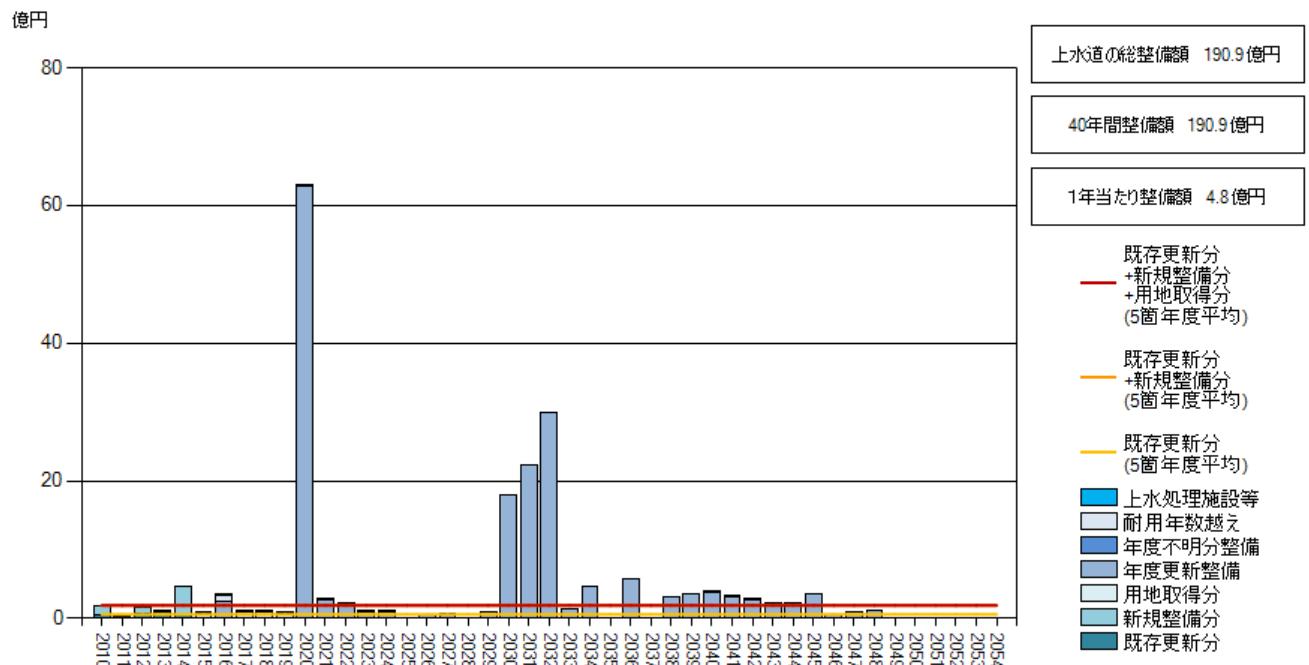


②管径別年度別延長による将来の更新費用の推計

上水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、総整備額は約 190.9 億円、そのうち今後 40 年間の整備額は約 190.9 億円であり、年間の整備額は約 4.8 億円となっているが、特に 2020 年に集中して更新費用を要することとなっています。

なお、上水道に係る投資的経費の直近 5 年平均は約 1.9 億円となっており、約 2.9 億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。



【更新の考え方】

- 更新年数経過（法定耐用年数 40 年）後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、管径別年度別延長にそれぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算

更新単価

配水管	~150mm 以下	97 千円／m
	~200mm 以下	100 千円／m

(6) 下水道

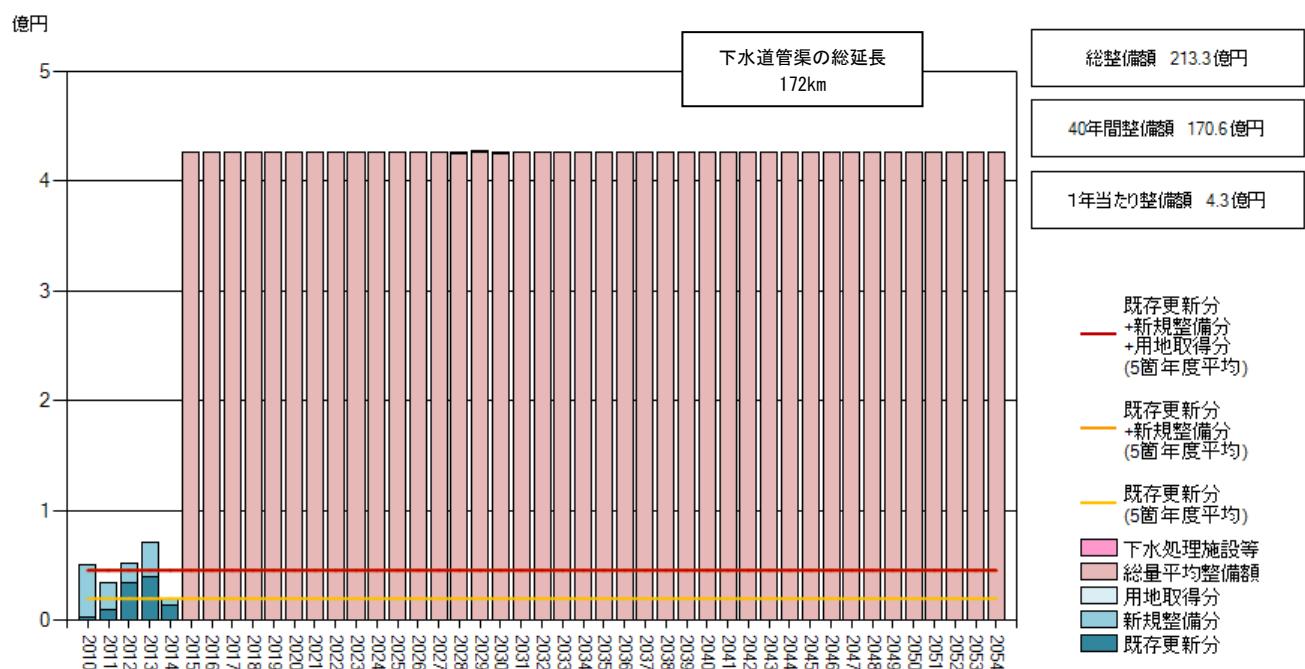
①総延長による将来の更新費用の推計

下水道については、総延長を更新年数で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

試算結果を見ると、総整備額は約213.3億円、そのうち今後40年間の整備額は約170.6億円であり、年間の整備額は約4.3億円となっています。

なお、下水道に係る投資的経費の直近5年平均は約0.5億円となっており、約3.8億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。

ただし、下水道の汚水管渠は、供用より25年程度であることから、未だ法定耐用年数には至っていないため、実際の更新時期は2035年以降の見込みです。



【更新の考え方】

- 更新年数を法定耐用年数より50年に設定し、総延長を50年で割った延長を毎年更新していくと仮定

更新単価：124千円／m

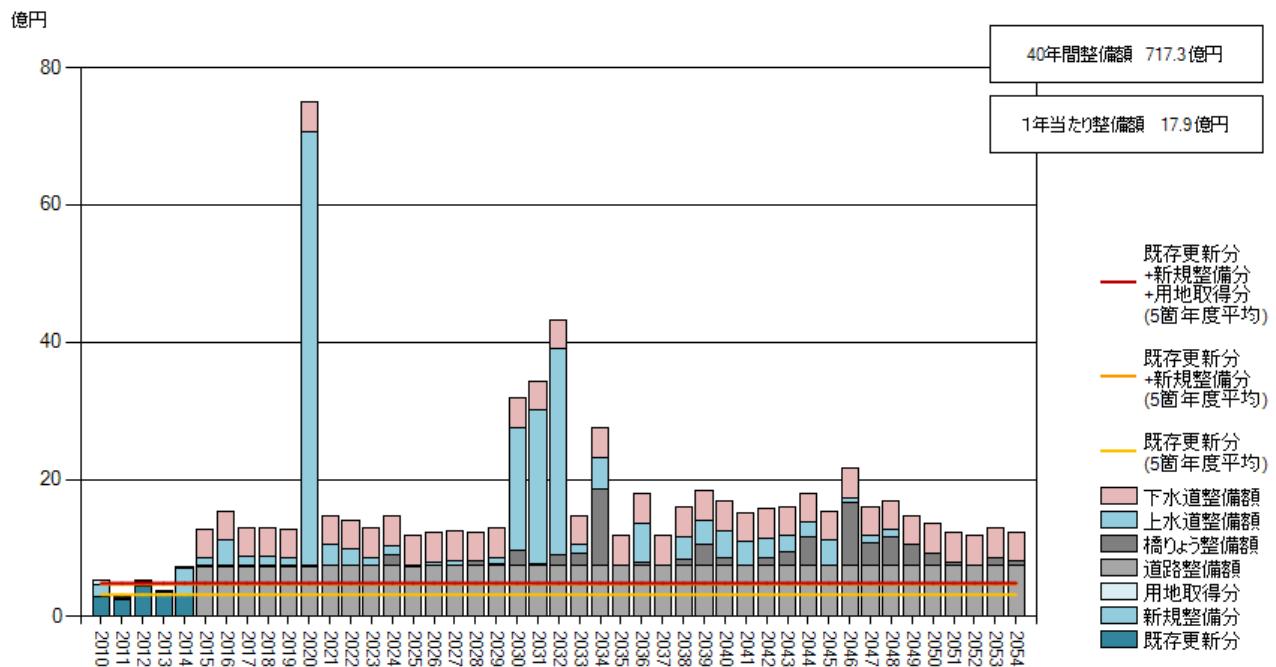
※更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として各種施工方法による直接工事費や管径別単価等より設定

(7) 全体更新費用

①将来の更新費用の推計（インフラ資産）

道路、橋りょう、上水道及び下水道の更新費用を合わせたインフラ資産全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約 717.3 億円であり、年間の整備額は約 17.9 億円となっています。

なお、インフラ資産全体に係る投資的経費の直近 5 年平均は約 5.0 億円となっており、約 12.9 億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。

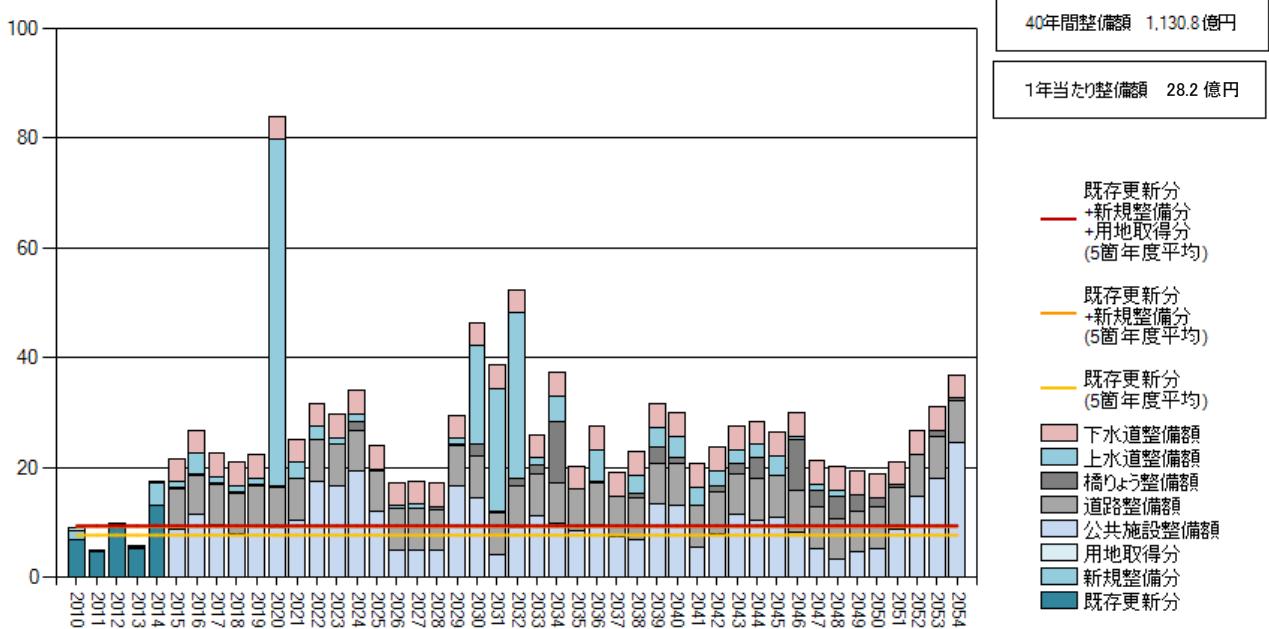


②将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）

上記に公共施設の更新費用を合わせた公共施設等全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約1,130.8億円であり、年間の整備額は約28.2億円となっています。

なお、公共施設等全体に係る投資的経費の直近5年平均は約9.6億円となっており、約18.6億円の年間の更新費用が不足する試算結果となっています。

億円



＜公共施設等の更新費用・投資的経費＞

	公共施設	インフラ資産	合計
(A) 更新費用（年間平均）	10.3 億円	17.9 億円	28.2 億円
(B) 投資的経費	4.6 億円	5.0 億円	9.6 億円
(B) - (A)	△5.7 億円	△12.9 億円	△18.6 億円

5. 公共施設等の管理に関する基本方針

本町の公共施設等について、今後、改修・更新のコストは多大な財政負担となることに加え、平成35年以降は、徐々に人口減少が進むことが予想されます。人口減少は、市街地や集落個々の人口構成によって、地域の縮小化の傾向は多様な展開が予想されます。現状においても新興市街地においては人口増加が進むとともに学齢期の児童数の増大が進みつつあります。一方、農村集落においては、若者の流出により高齢化が進み、人口減少が顕著になっています。

こうした背景のもと、本町の公共施設等の需要は多様で複層的となっていることから、将来の人口動向を見据えるなど長期的な視点をもって本計画を策定します。公共施設の更新や維持管理を計画的に行うとともに、公共施設等の最適配置を実現することにより、将来にわたり財政負担の軽減化や平準化を図ることを目指します。

こうした目的の達成に向け、本町の公共施設等の現況や公共施設等の改修・更新に係る将来コストの試算結果を踏まえ、公共施設等を取り巻く課題を抽出した上で、公共施設等の管理に関する基本方針を設定します。

(1) 公共施設等を取り巻く課題

① 公共施設

○ 公共施設の更新費用増大

すべての公共施設の更新・大規模改修に要する費用は年間約10.3億円（今後40年間で約413.5億円）を要する一方、当該費用への充当可能財源は約4.6億円（直近5年間の投資的経費の水準：平成22（2010）年度～平成26（2014）年度平均）となり、年間約5.7億円（今後40年間で約228億円）の財源不足が見込まれます。

また、本町においては、当面は人口増加が見込まれますが、その後、平成35年以降は人口が減少局面に入り、少子高齢化が進むことなどにより町税・地方交付税の減収や、高齢化等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、財政状況は年々厳しくなる見通しです。

このままでは公共施設の更新等に支障をきたす恐れがあるため、財政負担の軽減化の観点から、投資的経費の圧縮を図る必要があります。

○ 公共施設の老朽化

公共施設のうち延べ床面積1,000m²以上の建物は34棟、74,178.3m²（平均2,181.7m²）で、これらの築年数は平均して約24年経過しています。人口が減少局面に入る平成35年（2023年）には約33年が経過して、大規模な施設の老朽化が顕著となってくることが懸念されることから、今後の人団減少による財政状況が厳しくなる段階にこれらの施設の大規模改修・更新が見込まれるため、工事の実施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。

○ 人口構成や公共施設の配置

全国744町中、人口は28,252人で74位、面積225.49km²は200位、人口密度は125.29人/km²で329位（2016年10月10日現在）と町域全体では低密度で人口規模が上位にあります。町の人口分布をみると吉岡市街地や南部市街地の面的開発地区での人口分布が大きく、その他の吉田、宮床、鶴巣、落合の古くからの農村集落では人口減少や居住地の分散化が進んでいます。

町に唯一となる規模の大きい公共施設は主に吉岡に配置する一方で、各地域に必要となる小学校やコミュニティ施設については、計画的市街地の中心や集落中央への分散配置が行われ、各地を結ぶために国県道を補完して、町道や橋りょうで結ばれています。

こうした公共施設等に係る町内のサービス水準について地域間の平準化を検討する必要があります。

② インフラ資産

○ インフラ資産の更新費用増大

すべてのインフラ資産の更新に要する費用は年間約 17.9 億円（今後 40 年間で約 716 億円）を要する一方、当該費用への充当可能財源は約 5.0 億円（直近 5 年間の投資的経費の水準：平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度平均）となり、年間約 12.9 億円（今後 40 年間で約 516 億円）の財源不足が見込まれる結果となりました。

しかし、1990 年代以降に整備が本格化した下水道については、2040 年代に更新のピークを迎えるため、工事実施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。また、面整備による住宅団地や工業団地においては、道路・下水道をはじめとするインフラ資産が一時期に集中して新たに整備されているため、これらの更新時期や更新に要する費用を段階的に、分散的に計画していく必要があります。

（2）公共施設等の管理に関する基本方針

① 公共施設

○ 施設総量（延床面積）の縮減目標

公共施設の施設総量（延床面積）を平成 58（2046）年までに 10% 縮減

現在、中学校が町内で 2 校に統合されて、廃校となった旧中学校の校舎は教育ふれあいセンターとして地域の交流施設として利用されています。個々の築年数を考慮の上、未利用の校舎の有効利用の可能性を検討の上、利用されずに維持管理だけが発生する施設については整理して、維持費の縮減と敷地の有効化を図ることとします。

また、公共施設の更新等に必要な財源の確保に加え、本町財政の健全化を図る観点から、可能な範囲で施設の統廃合等を図り「施設総量（延床面積）の縮減」を進めます。

具体的には、老朽化して利用人数の低下が見込まれる施設や、隣接地域での類似施設で共同利用が可能な施設の統廃合を進め、施設総量の縮減を目指します。また、施設の更新に当たっては、今後の利用需要を推計することにより、合築による複合化や利用が見込まれないスペース（機能）は更新対象から外すなどスリム化を行うことにより、規模の縮小を図ります。なお、将来において利用が見込まれる地区施設については、地元移管や民間への払下げ等により、施設自体は維持しながら、公共施設としての施設総量を縮減することを目指します。

計画目標年次までの施設総量の縮減に当たっては、将来ピークの平成 35（2023）年の人口に対応するものとして、そこから目標年次の平成 58（2046）年までの人口減少率と同程度となる「10%」を、施設総量（延床面積）の目標縮減率と設定します。

本町は、現状で人口増加傾向にあるため必要な施設の確保を図るとともに、維持修繕の対応を

検討し、今後の事業の状況等を踏まえながら個別施設計画等の策定を進めて、本計画による公共施設の縮減に向けた段階的な実行性を高めていきます。

○ 更新費用等の平準化

計画的な維持補修により施設の長寿命化を図るとともに、今後（仮称）「大和町公共施設点検マニュアル」を策定し、施設管理者による定期的な点検を進め、緊急性や安全性の観点から更新・改修の優先順位を設定し、更新時期等の平準化を調整することにより、対応可能な更新費用等の平準化を目指します。

○ 公共サービスの向上

既存の公共施設について、設置目的や需要見通しを踏まえ、指定管理者制度等民間活力の導入を検討するなど管理・運営コストの縮減を図ることとします。また、地域ごとの施設需要の実態を把握するとともに、住民サービスの向上に向けて既存施設の有効活用による公共施設のサービスの提供を図ります。

② インフラ資産

○ 更新費用の平準化

既存市街地、農村集落及び大規模開発団地など道路、下水道、公園等のインフラの整備時期や整備密度の違いを踏まえて、インフラ施設の更新時期について、劣化状況や安全性などの観点から緊急性を配慮の上、更新・改修についての優先順位を設定し、更新時期等を段階的に推進するよう調整し、更新費用等の平準化を目指します。

○ ライフサイクルコストの縮減

公共施設やインフラ施設について、各々の特性を踏まえて、的確に定期的な簡易点検を進めるとともに、軽微な修繕修復を推進し、長寿命化を可能な限り図ります。その上で、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

（3）公共施設等の管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

- 日常点検、定期点検、臨時点検の確実な実施
- （仮称）「大和町公共施設点検マニュアル」を策定し日常点検の推進
- 点検・診断記録の集約管理による計画的な保全への活用

公共施設等の安全確保や計画的な維持管理・修繕・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に推進します。

公共施設の利用者の安全性の確保及び適切な維持管理による公共施設の延命化に向けて、異常箇所の早期発見及び軽微な修繕を可能とするため、主に施設管理者が行う簡易な日常点検のための（仮称）「大和町公共施設点検マニュアル」を策定します。また、定期点検として、民間の専門技術者等を活用して、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施しま

す。また自然災害や火災・事故等の発生などに際しては、予期せぬ損傷や異常について速やかに確認するための臨時点検を施設管理者に周知して、必要な場合は専門診断を行うなどにより安全性の確保や施設の長寿命化を図ります。

施設ごとの体系的な管理を行うため、点検・保守・診断についての経年的な状況に係る記録を集約して管理し、計画的な保全に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

○維持管理費等の平準化によるトータルコストの縮減

○早期、適切な対応による施設の長寿命化の推進

施設の経年変化や施設管理者による点検結果等を推進し、計画的・効率的な維持管理及び修繕計画を立案します。維持管理・修繕に当たっては、緊急性や安全性に配慮するとともに、建物の管理費用の縮減や維持管理費・修繕費の平準化を図ることを目指します。また、日常点検等の情報を探まえて、早期に、適切な対応を行う取り組みにより施設の長寿命化を図ります。

2) 更新・改修の実施方針

○施設毎の更新時期の適切な把握

○計画的な改修時期の設定

○統合や複合化などによる施設のコンパクト化の検討

施設毎の更新時期を担当部門で適切に把握し、個々の施設についての総合的な年度別更新・改修計画を作成することにより計画的な改修を実施します。

施設の更新に当たっては、住民の利用実態等を踏まえるとともに、公共施設に求められる機能・性能を明確にした上で、施設の統合や複合化などを検討することとし、施設のコンパクト化に努めることにより施設の縮減を図ります。

③ 安全確保の実施方針

○老朽化等による廃止施設の速やかな解体撤去

○危険性のある施設や設備の早期改善

○危険性が認められた場合の対応

老朽化等により廃止した施設で再利用の可能性ができない場合は、近隣住民の安全性や周辺環境への影響、防犯上の観点から、原則として速やかに解体撤去する方針とします。

施設管理者の日常点検や利用者からの情報提供等により、安全上問題のある施設や設備については、早期に改善を図ります。

また、利用者等への危険性が認められた場合には、使用制限や通行制限などの予防措置を速や

かに実施するとともに、住民に周知します。更に、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等適切な措置を早期に検討し、実施します。

④ 耐震化等の実施方針

1) 耐震化の実施方針

- 国の定める耐震基準を遵守した適切な耐震化の推進
- インフラ施設における個別施設計画に基づく耐震化

各公共施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、国の定める耐震基準を遵守して適切な耐震化を実施します。耐震基準の改訂等に当たっては、必要な点検、対応を推進します。特に指定避難所として利用する公共施設については、早期に耐震基準を満足するように改善します。

道路や橋りょう等については、地震時の避難路や物資輸送として重要な路線を優先して、耐震化その他必要な対策を推進します。また災害時に代替路線となり得る二重の幹線ルートの耐震化を推進します。

インフラ施設ごとに個別施設計画に定めて必要な耐震化を推進します。

2) 大規模災害対策の実施方針

- 大規模災害による施設機能への影響等に対応した機能強化
- 災害発生時の施設機能、設備の対応力の強化
- 施設間の情報ネットワークの強化

土砂崩れ・洪水、地震等の大規模災害に対する公共施設の対応力を強化するための施設機能や設備の配置への配慮や代替性等の機能を点検して、災害対応性を強化します。

また、広域を結ぶ道路や生活インフラ、地域の防災拠点や避難場所等施設については、大規模災害時にも被害を最小限として住民サービスを維持できる施設機能を点検して充実を図ります。

更に、施設間の情報ネットワークの強化・構築を図り、災害時に各種施設が連携した総合的な住民対応に資する体制を強化します。

⑤ 長寿命化の実施方針

- 点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理の計画的な実施
- 診断と改善に重点を置いた予防保全による総合的かつ計画的な管理の推進
- 個別の長寿命化計画によるライフサイクルコストの低減

1) 総合的かつ計画的な管理

総合的かつ計画的な管理として、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ちます。そして定期的に施設診断を行うとともに、必要に応じて小規模改修工事を行うなど、診断と改善に重点を置いた予防保全に努めることにより、総合的かつ計画的な管理を進め公共施設等の長期的な利用を図ります。

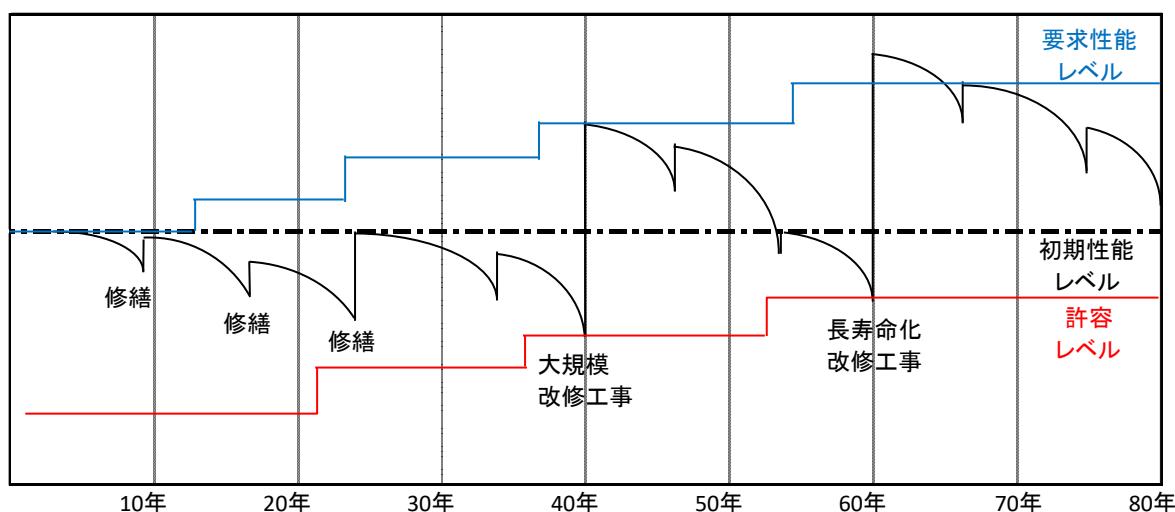
2) 長寿命化計画

施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示した以下の図は、建設から40年後までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能や機能を初期のレベルや許容レベル以上に保っていくことを表わしています。

しかし、建設後40年程度経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能や機能の許容レベルが多方面で維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。一方で、要求性能レベルは通常、時代の変化など時間の経過とともに上昇するため、要求性能レベルの向上に配慮した改修工事を計画することが望まれます。更に施設寿命を80年程度まで延ばすためには長寿命化に資する改修工事とすることが必要となります。

そのため、本町では公共施設等の個別の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、それぞれの施設のライフサイクルコストの低減を図ります。

＜長寿命化における経過年数と機能・性能の例示＞



⑥ 統合や廃止の推進方針

- 地域の実状や時代ニーズに合わせた施設機能の再編
- 廃止施設についての用途転用、又は民間移譲、用地売却等による有効活用
- 統廃合の検討に当たっては住民の理解と合意形成に基づく取り組み

本町では、市街地と集落地とで地域によって人口の密度や年齢分布の差が顕著になってきています。特に集落地域では元々低密度であるとともに、少子高齢化が進み、地域を担う子育て世代が少なくなっています。一方、面的に都市開発が行われた新市街地では、子育て世代の増加が進み、平成30年度前半頃までは保育所や学校等の施設の不足が見込まれています。

そのため、これら各自の地域特性に応じて、コミュニティ機能や子育て支援機能の配置バランスを検討し、各自の地域の活力の維持と施設の効率性を勘案して、現存する施設の有効利用を図るとともに、共通する施設機能の統廃合等による合理的かつ効率的な施設運営を図ることを検討します。

また、地域の施設需要に対して既存施設の規模等が需要を超えている場合には、既存用途の廃止、見直しを再考することや、新規整備を含む代替施設への機能移転、機能統合、機能分離による施設再編を図る方向を検討します。

不要施設の廃止に当たっては、民間移譲、更地化による用地売却等の有効活用を検討します。また、施設の統廃合に当たっては、関係する住民等に十分な説明を行うとともに、住民意見を反映するための工夫を行い、町民の理解と合意形成に基づき実施に移るものとします。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等マネジメント組織体制の構築
- 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築
- 財政との連携体制の構築
- 職員研修の実施

1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

本町の公共施設等は施設内容に応じて多様な担当部局に分かれて管理が行われています。今後は、公共施設等に係る統括的な管理を行う組織を設置して、各部門の管理する施設等の調整を行うとともに、総合管理計画の進行管理や必要に応じて方針の改定、目標の見直し等を実施します。

2) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

公共施設等の維持管理や更新に当たっては、指定管理者制度や PPP、PFI などの民間活用手法の導入を検討して、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの向上を目指した取り組みを検討することとします。

3) 財政との連携体制の構築

公共施設等の施設整備・管理運営のマネジメントを長期的な視点に基づき効果的かつ効率的に運用するに当たっては、個別の施設計画による事業優先度を評価するとともに、実施計画に基づく町全体の政策判断や財政計画との整合性を図り推進します。

4) 職員研修の実施

公共施設等の有効活用を行い、町民サービスの向上を持続的に図っていくためには、職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、常に創意工夫による改善を行っていくことが重要です。そのため、維持管理における予防措置やコスト管理の意識の向上を図るため、職員等を対象に公共施設等マネジメントのあり方に係る講習会を開催するとともに、日常的な点検・診断手法に対する研修等を実施します。

(4) フォローアップの実施方針

① プロジェクトサイクルによるフォローアップ

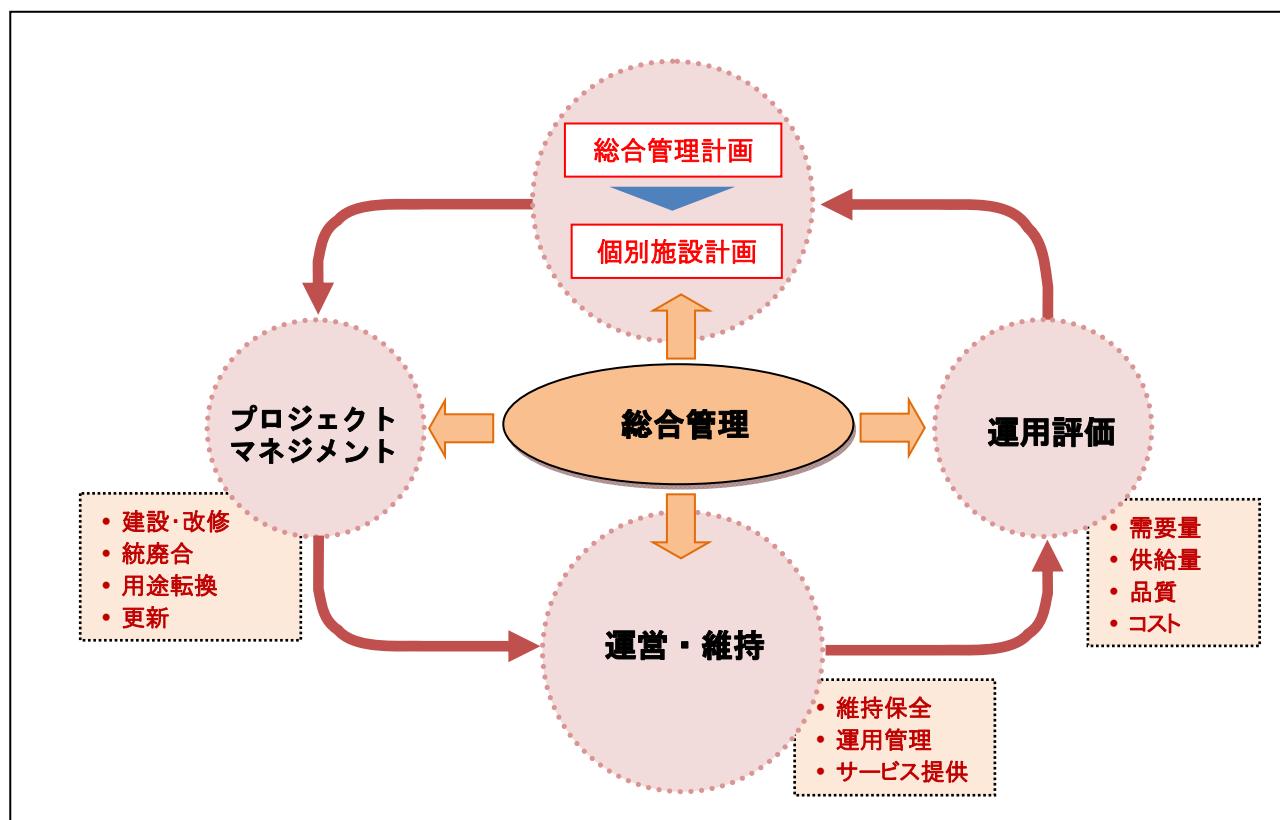
以下の①～⑥に示すとおりプロジェクトサイクルを回して、本計画のフォローアップを実施します。（（プロジェクトサイクルの図参照））

- ① 「公共施設等総合管理計画」をもとに、個々の施設単位の「個別施設計画」を策定し、

維持管理の方針について管理者等の間で合意形成を図ります。

- ② 公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新等の「プロジェクトマネジメント」については、本計画との整合を図り実施します。
 - ③ 日常の運営や維持管理については、「プロジェクトマネジメント」を踏まえて、公共施設等の「運営維持活動」を遂行します。
 - ④ 「運営維持活動」を進めている公共施設等では、一定期間における利用実態等の需要量に対応した供給量の適格性や、品質、コスト（財務）の面からの妥当性などについて、適宜、計測を行うなどによる「運用評価」を行います。
 - ⑤ 上記「運用評価」をもとに、必要な場合は運用方法等の見直しを行い、計画の変更を行います。この計画の改定案をもとに、再びプロジェクトマネジメントや運営維持活動を推進します。
 - ⑥ 以上のプロジェクトサイクルを繰り返し、情報を集約して「総合管理」を行うこととします。

＜プロジェクトサイクル＞



② 議会や住民との情報共有

町民が安全で利用しやすい公共施設等に関する情報を共有し、町民と行政が共に維持管理の問題意識を持続させます。そのため、総合管理計画の進捗状況等の評価を行い、その結果による変更や対策に関して町民の意見を集約し、計画の見直しに当たって、町民意見を反映するものとします。また公共施設の運用等について、適宜、ホームページ等による町民への情報提供を行うとともに、議会に定期的に報告することとします。

6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本町の公共施設等には、公共建築物として下記の(1)から(8)の施設があり、道路、公園等の公共施設として(9)から(13)の施設があります。

施設の類型ごとに、本町で有する公共施設等の特性と課題を明らかにするとともに、維持管理に係る基本的な方針をとりまとめます。

- (1) 学校教育系施設
- (2) 文化コミュニティ系施設
- (3) 社会教育系施設・スポーツ・レクリエーション系施設
- (4) 子育て支援施設
- (5) 保健福祉施設
- (6) 行政系施設
- (7) 町営住宅
- (8) 産業系施設
- (9) 上下水道関連供給処理施設
- (10) 道路・橋りょう
- (11) 公園・緑地等
- (12) 上水道管路施設
- (13) 下水道管渠等施設

(1) 学校教育系施設

①特性と課題

学校教育施設には、小学校 6 校、中学校 2 校、その他教育施設として給食センターがあります。建築年度別延床面積では築 30 年以上の施設が大半を占め、大規模改修後 20 年近く経過して劣化状況が顕著な学校では、建替え又は大規模改修の必要性を検討する時期に来ています。すべての学校で耐震化への対応が行われています。

中学校については平成 19 年に統廃合が進められ、小学校についても平成 6 年に吉田小学校升沢分校が、平成 16 年に吉田小学校嘉太神分校が、平成 28 年に宮床小学校難波分校が各々閉校し統合されたことにより、元の学校施設の有効利用を図ることや統合後の学校施設の維持更新を図ることが重要となります。

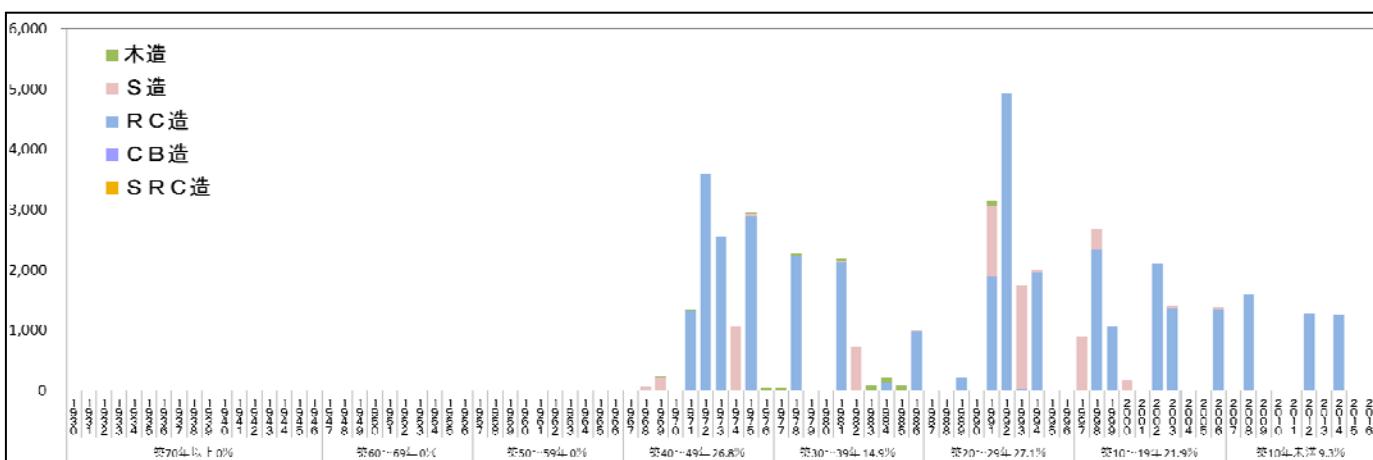
吉田、鶴巣、落合の旧中学校は、現在、教育ふれあいセンターとして利用され、その一部に地区児童館が開所しています。その他の校舎等の施設、設備はコミュニティーの場として利用されていますが、維持管理コストも生じてくるため更なる有効活用が望まれています。また、旧分校については、升沢分校が升沢森の学び舎となり生涯学習施設として利用され、嘉太神、難波校舎は日帰りの林間教育施設などとして利活用されています。必要な設備の更新を行いつつ有効利用を一層図ることが望まれています。

【施設一覧】

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数	所管課	備考
小学校	吉岡小学校	7	7,563	1972(1997)	44(19)	教育総務課	大規模改修1997
	宮床小学校	10	2,090	1971(2003)	45(13)	教育総務課	大規模改修1995,2003
	吉田小学校	4	3,508	1998	18	教育総務課	防音事業実施済
	鶴巣小学校	6	3,084	1978(2000)	38(16)	教育総務課	大規模改修2000
	落合小学校	6	2,710	1975(2001)	41(15)	教育総務課	大規模改修2001
	小野小学校	7	17,464	1991	25	教育総務課	増築2003、2014
中学校	大和中学校	6	8,287	1992	24	教育総務課	増築2008
	宮床中学校	10	5,463	1981	35	教育総務課	増築2002
大和町学校給食センター		1	903	1997	19	教育総務課	
教育ふれあいセンター	吉田教育ふれあいセンター	3	2,418	1983	33	教育総務課	旧吉田中学校
	鶴巣教育ふれあいセンター	4	2,978	1989	27	教育総務課	旧鶴巣中学校
	落合教育ふれあいセンター	5	2,735	1985	31	教育総務課	旧落合中学校
生涯学習施設	升沢森の学び舎	5	727	1975	41	教育総務課	屋体1969
	難波校舎	5	1,051	1986	30	教育総務課	教員住宅50m ² 1977
	嘉太神校舎	4	542	1981	35	教育総務課	
合 計			61,523				

() は大規模改修の建築年次及びその後の経過年数

【建築年度別延床面積】



②管理に関する基本の方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・学校教育施設は、児童・生徒の健全な学校生活を支えるとともに、災害時には避難所として機能することから、施設の支障箇所の早期発見、早期解消に努めるとともに建物本体や防災設備等の安全確保を図るため、定期的に適切な点検診断を実施します。
- ・常時施設を利用している教職員等による日常点検を実施して、適時適応の対応に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・平成 20 年の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年の東日本大震災と二度の大規模地震による学校教育施設への影響を踏まえて、関係省庁が策定した方針等に基づき、適切な維持管理及び計画的な修繕・改造を実施します。
- ・更新・改修工事については、児童・生徒の学習への影響を最小限化するとともに、コストの縮減を図るため、計画的にプログラムの検討を行い実施します。

3) 安全確保の実施方針

- ・児童や生徒等の日常生活に支障がないように、また大きな事故を未然に防ぐため、危険箇所等の定期的な点検診断等を行い、緊急性の高い問題については、早期に安全確保対策を実施するように努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・小中学校の校舎は全て耐震補強工事が完了していますが、今後の法令改正等や老朽化による劣化にも対応し、適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・国の学校施設に係る老朽化対策や長寿命化に係る方針等に基づき、計画的に修繕・改造を行い施設の長寿命化を図ります。

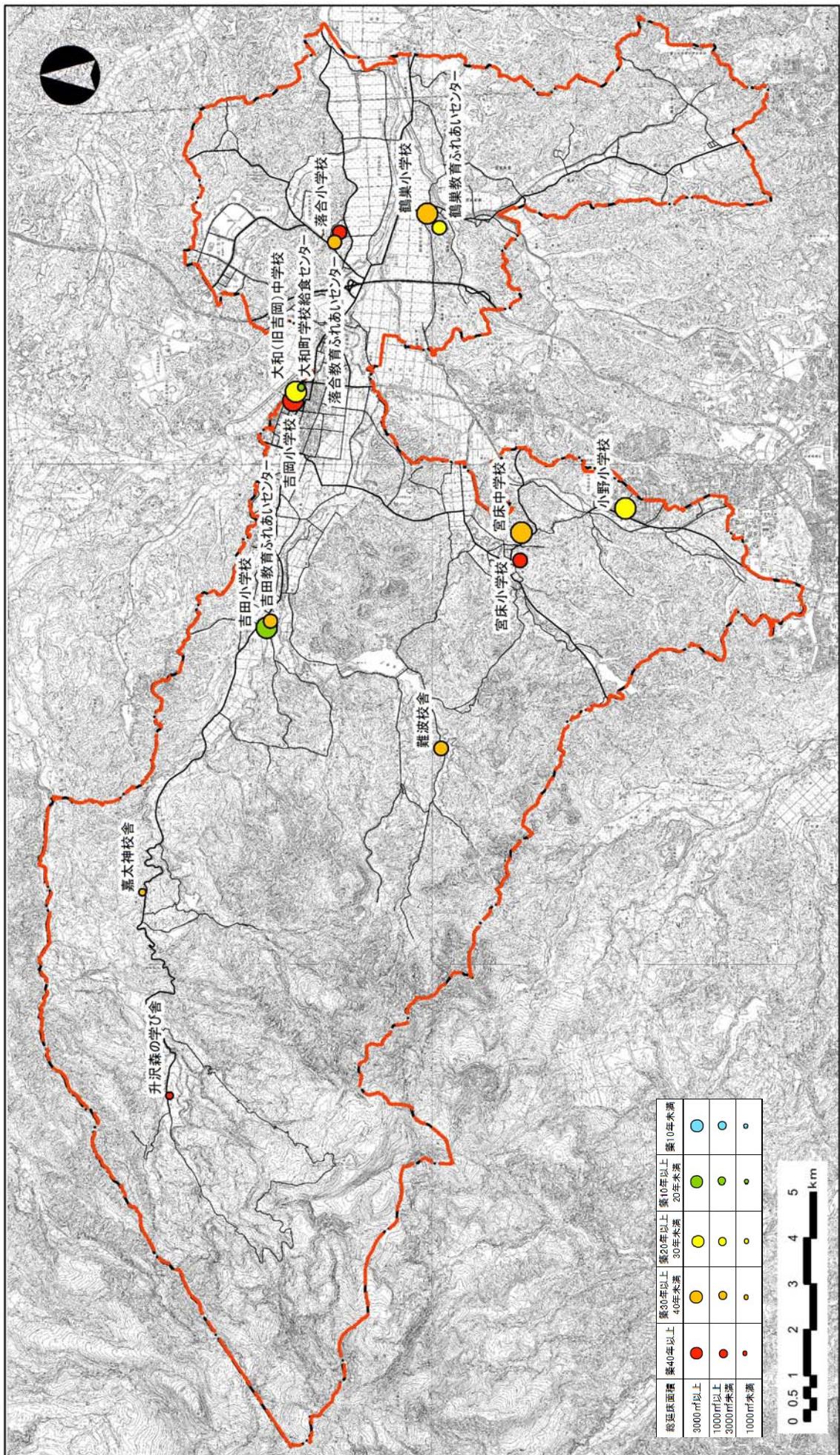
6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来的な児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、専門教室としての利用、特別支援教室の充実化、学校用途に限定しない活用など施設の有効活用を検討し、学校内での建物機能の集約化や老朽施設の減築化などを検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・学校教育施設の適切な管理・運営を図るため、教育委員会だけでなく、他の部局と連携して施設の有効活用や維持管理に必要な知識・技術を高め、施設の維持更新に努めます。

[位置図]



(2) 文化コミュニティ系施設

①特性と課題

大和町ふれあい文化創造センター（まほろばホール）のほか地域の集会所等が 25ヶ所あります。

まほろばホールは、ホール棟（712席）と、会議室、展示室、調理実習室、研修室、図書室（蔵書約23,411冊）などの学習棟からなり、350台の駐車場を要していることなどから町の内外から広く多目的に利用されています。建築後22年を経過して、改修・修繕の必要性が増してきており、改修計画が進められようとしていますが、施設利用の中止期間をできるだけ最小限とするための取り組みが必要となります。

集会所等の所管は、財政課でコミュニティセンターや集会所、産業振興課で生活改善センターやコミュニティセンター、そのほか生涯学習課で大和町民族談話室と、設置経緯により管理形態が多様な状況にありますが、新設の南部コミュニティセンターを除く25ヶ所の平均経過年数は29年となっています。

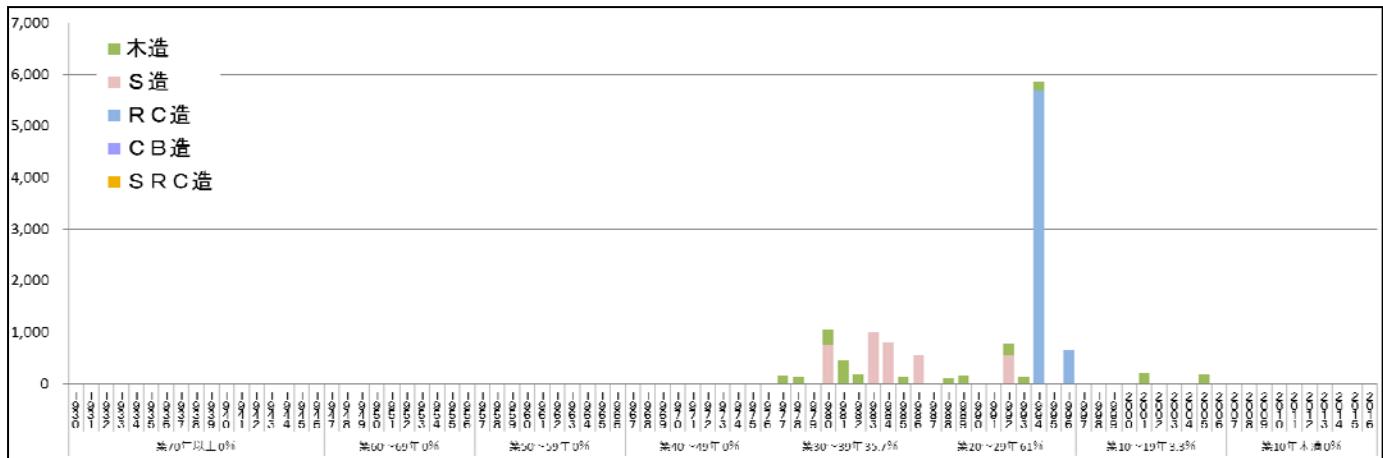
町の中心的機能として利用される町民研修センター（1,011m²）、吉岡コミュニティセンター（814m²）及び新設の南部コミュニティセンター（2,056m²）を除く23ヶ所の平均面積は約223m²となっています。これらの集会所は、町内の市街地や集落に広く分布しており、各地域でのコミュニティ活動や町内を中心とするサークル活動に利用されています。

集会施設については、地域の人口・世帯数の推移や行政区等のコミュニティ単位に配慮しつつ、施設の長寿命化対策を進めるとともに、将来的には施設の再編の検討が必要となります。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
文化施設	大和町ふれあい文化創造センター	1	5,694	1994	22	生涯学習課	
	吉岡コミュニティセンター	1	814	1984	32	財政課	
	吉田コミュニティセンター	1	551	1986	30	財政課	
	町民研修センター	1	1,011	1983	33	財政課	
	宮床基幹集落センター	1	496	1980	36	財政課	
	吉田ふるさとセンター	1	267	1980	36	財政課	
	落合ふるさとセンター	1	469	1981	35	財政課	和室増改修2005
	峰コミュニティセンター	1	222	2001	15	財政課	
	高田コミュニティセンター	1	182	2005	11	財政課	
	鶴巣防災センター	1	555	1992	24	財政課	
	南部コミュニティセンター	1	2,056	2017	—	財政課	2017年4月～
集会施設	難波生活改善センター	1	148	1977	39	産業振興課	
	舞野生活改善センター	1	141	1978	38	産業振興課	
	八志田・沢渡生活改善センター	1	150	1980	36	産業振興課	
	松坂生活改善センター	1	149	1980	36	産業振興課	
	農林経営センター	1	129	1985	31	産業振興課	
	石倉多目的集落センター	1	119	1988	28	産業振興課	
	中野構造改善センター	1	151	1989	27	産業振興課	
	砂金沢コミュニティセンター	1	218	1992	24	産業振興課	
	下草コミュニティセンター	1	142	1993	23	産業振興課	
	北目コミュニティセンター	1	182	1994	22	産業振興課	
	向原コミュニティセンター	1	651	1996	20	産業振興課	
	大和町民俗談話室	1	199	1982	34	生涯学習課	
	小計	25	9,003	平均	29		
	合計	26	14,697				

〔建築年度別延床面積〕



(注)建築年度別延床面積は、2016年を基準とするため、2017年4月供用の南部コミュニティセンターは含まない。

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・文化コミュニティ施設は町民の自主的活動を推進する中で、重要な活動の拠点となることから、今後とも利用しやすい施設を維持していくため、適切な点検診断を実施します。
- ・日常点検については、各施設管理者による実施により必要な対応を速やかに進められるよう情報の集約に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断することにより、計画的な維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・まほろばホール等の施設についてはサービス面や費用対効果の検討を行い、指定管理者制度の導入を視野に効率的な運用に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・集会所等の文化コミュニティ施設は、乳幼児から高齢者まで多様な年齢層の町民が身近な施設として利用するものであることから、点検診断等の結果を踏まえ、危険箇所の早期修繕とともに段差の解消などユニバーサルデザイン化を推進するなどによる安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・集会所等は一次避難機能としての利用も想定されることから、老朽化による劣化等に対応し、耐震補強など必要に応じて適切な工事を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・まほろばホール等規模の大きい町を代表する施設については、必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組み、適時適応の維持管理・修繕・更新等に取り組みます。
- ・小規模な集会所施設については、雨、風を受ける屋根、壁や、利用頻度の高い内装設備について定期的な点検による計画的な更新等により長寿命化に努めます。

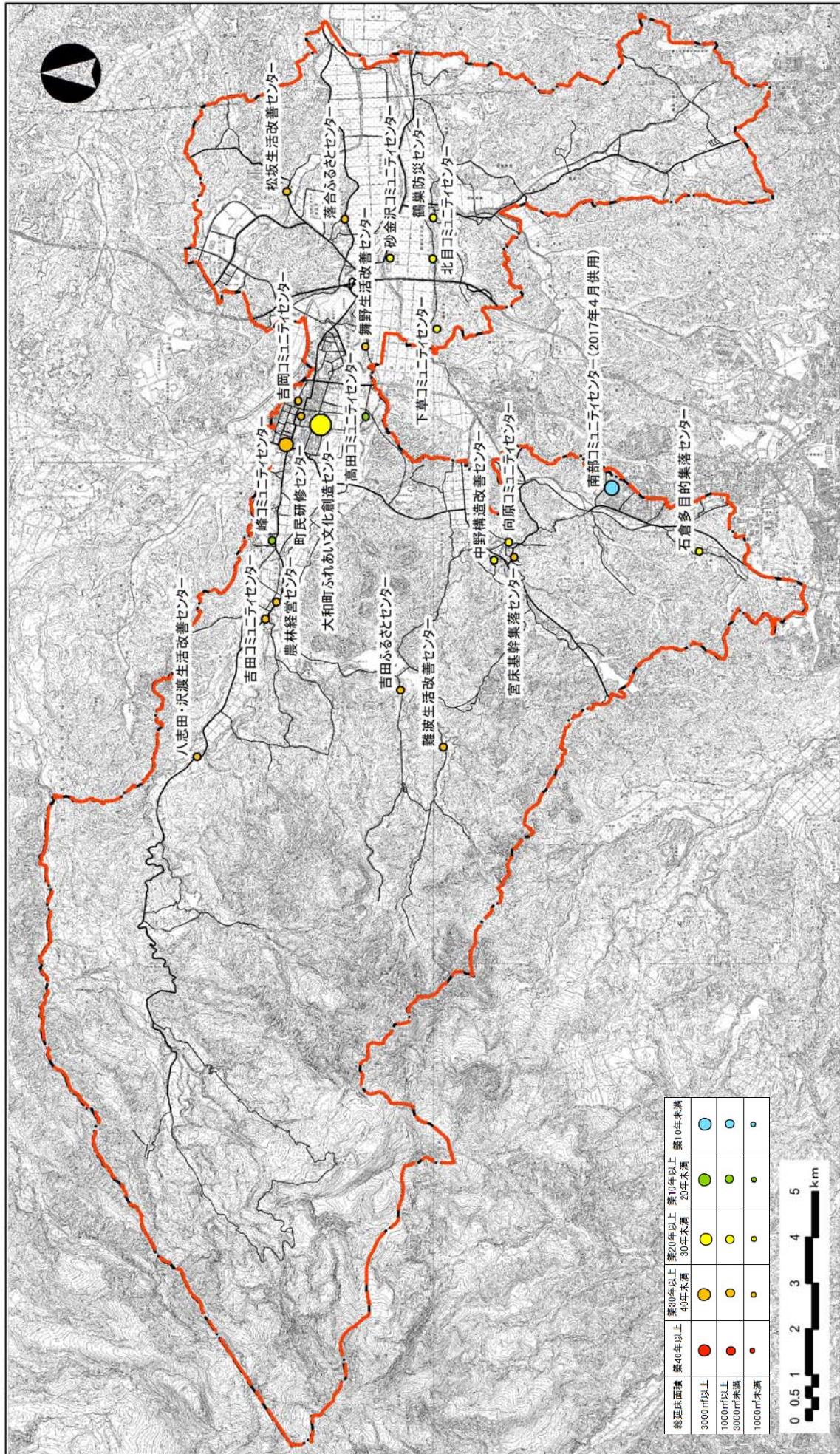
6) 統合や廃止の推進方針

- ・多様な目的のもとで作られた集会所は、地域の住民も含めた適切な維持管理の実施により当面は既存施設の継続利用を図るものとしますが、今後の人口動向や利用実態等を踏まえて、地域の意向を考慮しつつ地元移管や統廃合を視野に、効率的な運用に向けた施設の長寿命化対策と併せた再編計画を策定します。
- ・施設の統廃合を行う場合は、地域や利用者の声を尊重し、段階的に合意形成を図っていきます。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・まほろばホールは、生涯学習機能の拠点として、指定管理者制度の活用も視野に管理体制の構築を検討します。
- ・集会所等は地元意向等を踏まえた上で、地元移管について検討します。

〔位置図〕



(3) 社会教育系施設・スポーツレクリエーション系施設

①特性と課題

社会教育系施設としては、博物館機能として、宮床宝蔵、原阿佐緒記念館が宮床にあります。そのほか、文化財として、旧宮床伊達家住宅を保存しています。

宮床宝蔵は、宮床が江戸時代に伊達家の小城下町として以来の伊達家ゆかりの歴史と生活・文化を伝える博物館として、また近くには江戸時代後期の建物で旧伊達家の武士住宅を保存管理しています。

原阿佐緒記念館は、擬洋風建築である阿佐緒の生家を修復、一部改築し、記念館として保存しているもので、開館から 26 年となりますが明治 16 年の建築と推定されています。

スポーツ・レクリエーション系施設としては、昭和初期の武道館が現在も利用されていますが、吉岡市街地内に体育センター、大和町総合運動公園内に宮城県自転車競技場と大和町総合体育館が設けられています。体育館 2 面、トレーニング室、柔道場、研修室を備え、町内外から多目的に利用されています。そのほか、レクリエーション機能として、七ツ森陶芸体験館やキャンプ場を運営しています。

社会教育系施設、スポーツレクリエーション系施設とも、今後も施設を継続して利用するために適時適応した維持更新が必要となります。

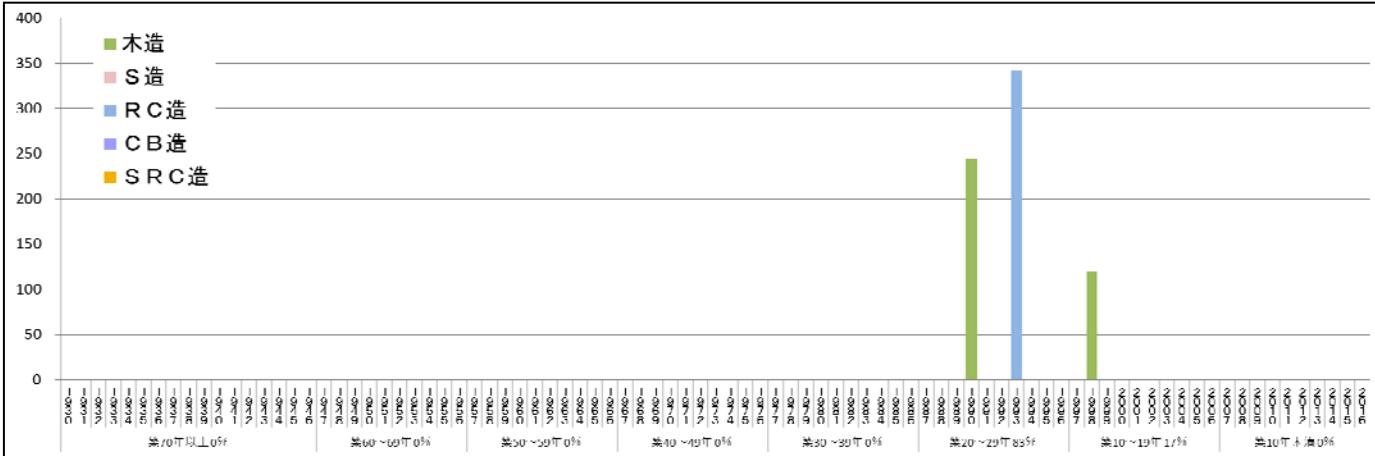
原阿佐緒記念館等の社会教育施設や体育館を含む総合運動公園、体育センター、武道館などは指定管理者に管理を委ねています。

□社会教育系施設

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
社会教育施設	宮床宝蔵	1	342	1993	23	生涯学習課	
	原阿佐緒記念館	1	244	1990	26	生涯学習課	
文化財	旧宮床伊達家住宅	1	120	1998	18	生涯学習課	大和町指定有形文化財
	合 計		706				

〔建築年度別延床面積〕

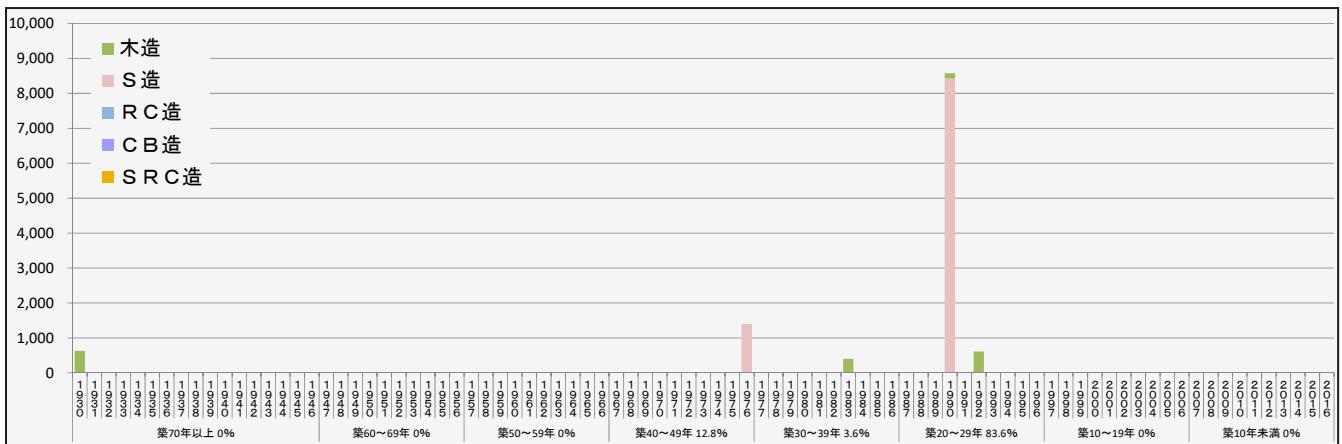


□スポーツ施設・レクリエーション施設

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
スポーツ施設	大和町武道館	1	655	1930	86	生涯学習課	内トイレ25m ²
	大和町体育センター	1	1,396	1976	40	生涯学習課	
	大和町総合体育館	1	8,426	1990	26	生涯学習課	
レクリエーション施設	旗坂野営場	5	150	1992	24	産業振興課	炊事場、野営炉、便所
	七ツ森湖畔公園管理事務所	1	400	1983	33	産業振興課	
	七ツ森陶芸体験館	1	476	1992	24	産業振興課	
	ふれあいの里パンガロー	6	133	1990	26	産業振興課	
	ふれあいの里炊事場	1	18	1990	26	産業振興課	
合 計			11,654				

〔建築年度別延床面積〕



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設は、町民その他不特定多数の利用者が訪れる事から、防災や避難誘導設備等の適切な点検診断を実施します。
- ・20年を超えた建物が多くなってきている事から屋根、壁等の劣化の日常的な点検をこまめに行い、適切な診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・社会教育系施設やスポーツ・レクリエーション系施設は指定管理者制度を導入している事から、指定管理者と情報を共有しつつ、維持管理費の削減に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設で大勢の利用者が訪れる施設では、不慣れで多様な利用者が想定されることから点検診断等の結果を踏まえ、段差の解消などユニバーサルデザインへの配慮や、非常時の危険性を回避する誘導方策等の必要な安全確保対策に努めます。
- ・七ツ森湖畔公園管理事務所は、観光・レクリエーションで多くの人が訪れる事から、老朽化等による危険箇所については、日常的な点検により安全管理に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・耐震化については、新たな耐震基準に対応して、特にまほろばホールや体育館などの広い面積の天井の耐震化を推進します。
- ・昭和56年の耐震基準以前の武道館については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設の中で、経年劣化による躯体への影響等を適格に診断し、長寿命化のために重要な施設の部位等を把握、検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

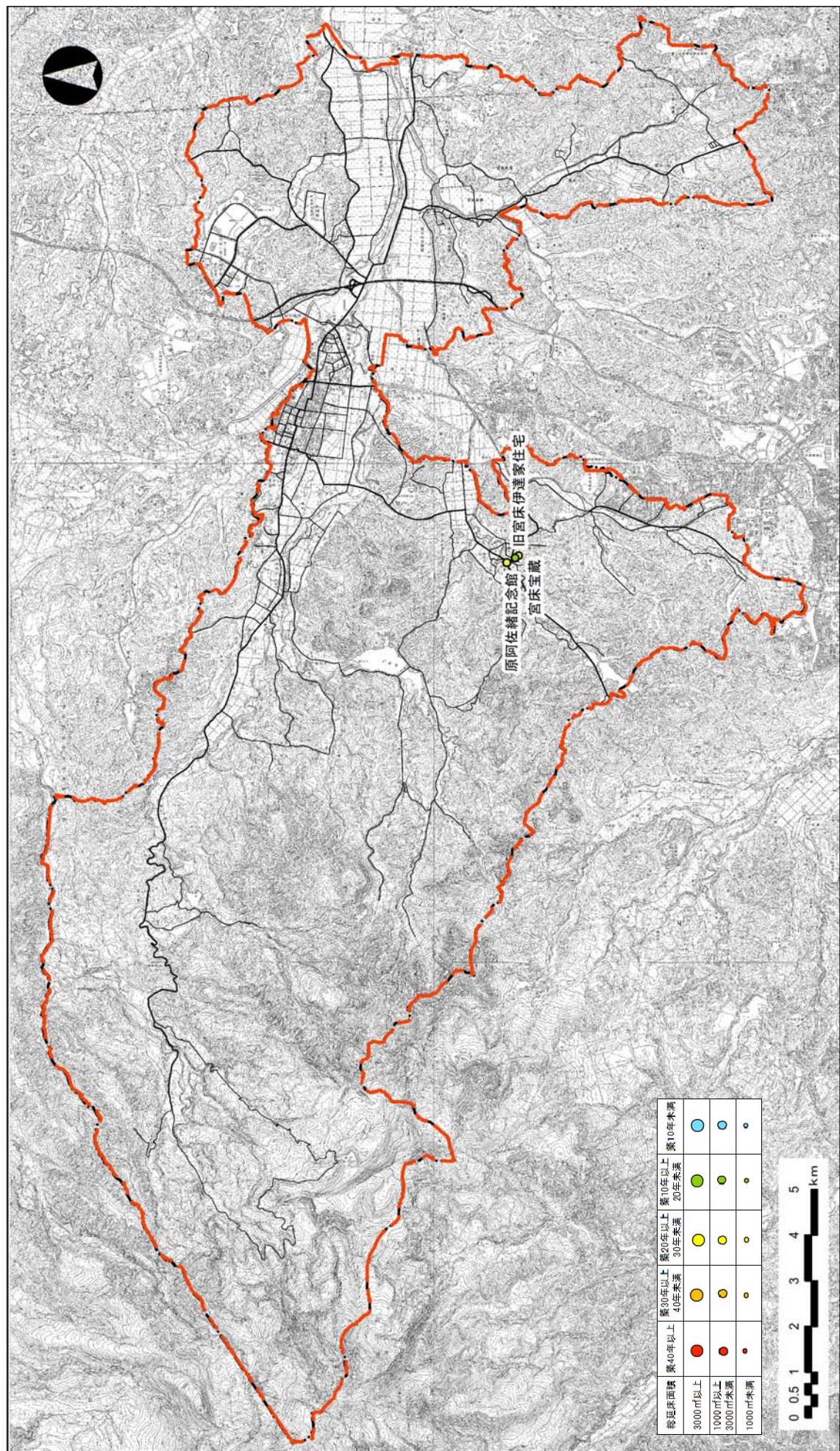
- ・今後施設の利用状況や利用実態を踏まえながら、統廃合の必要性について留意します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための町民体制の構築方針

- ・現在の指定管理者制度による管理を当面継続しつつ適切な評価を行い、町の施策と協調した民間活力の活用等による管理運営の効率化を引き続き進めます。

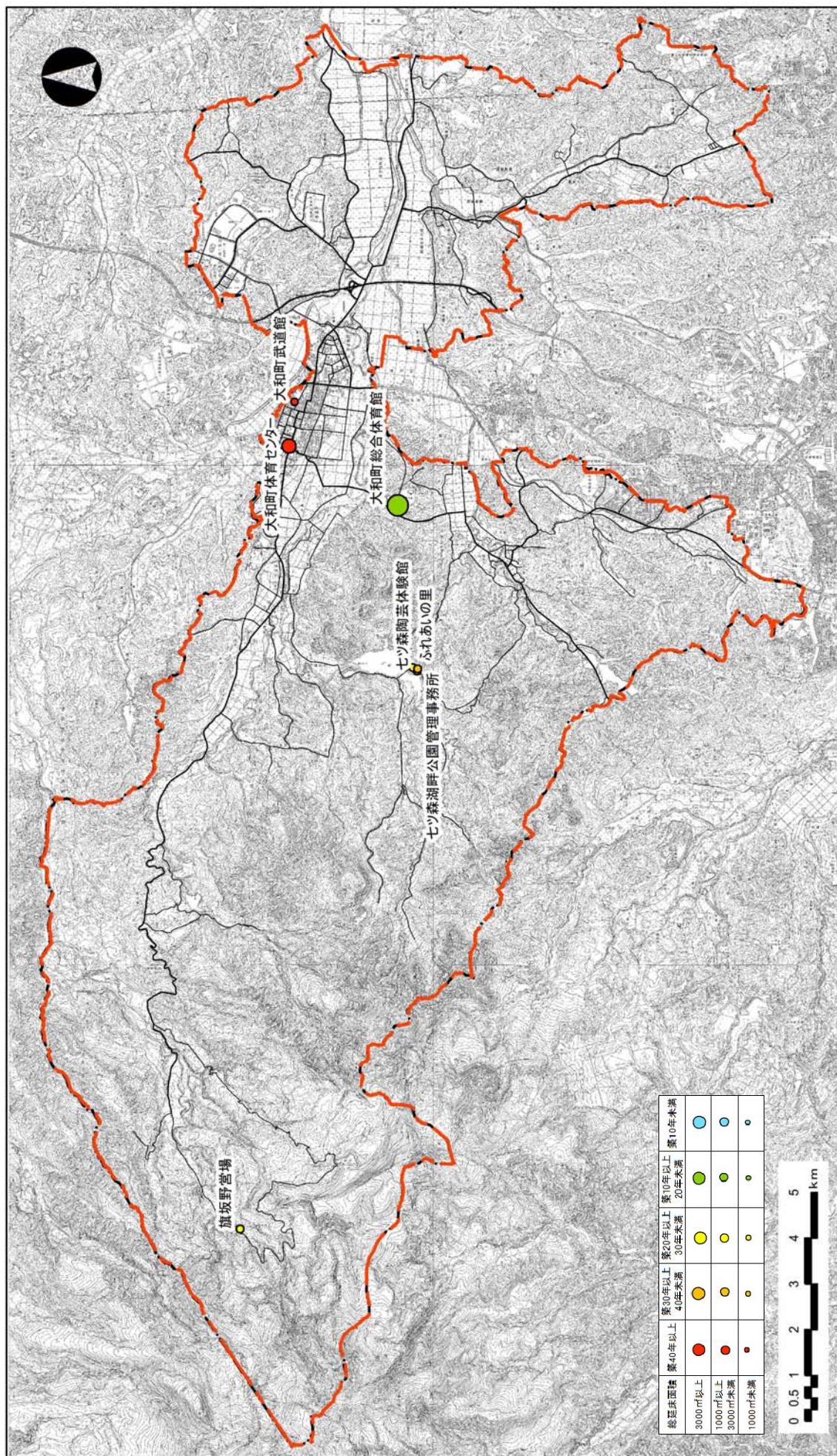
□社会教育系施設

〔位置図〕



□スポーツ施設・レクリエーション施設

〔位置図〕



(4) 子育て支援施設

①特性と課題

子育て支援施設としては、保育所、児童館があります。

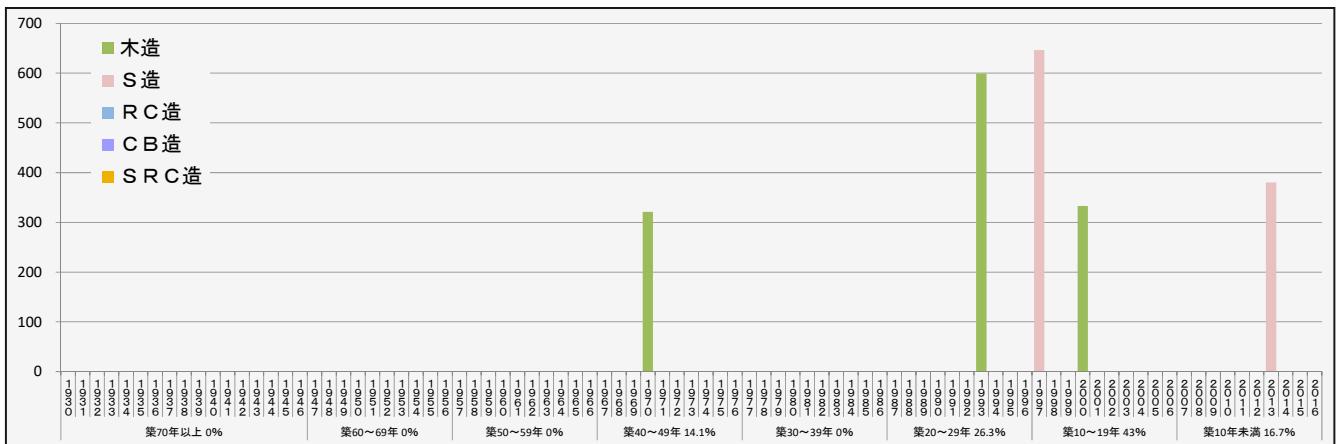
子育て支援施設は、人口増加傾向の中で需要は増えてくるため、今後も施設を継続して利用するための維持更新とともに管理運営の効率化が必要となります。

建築後40年以上の施設も増えていることから、幼児や児童の安全な利用に向けて施設の維持管理・修繕・更新をきめ細やかに行い、安心して利用し続けられる施設の維持を図っていく必要があります。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
幼保・こども園	よしおか放課後児童クラブ	1	333	2000	16	子育て支援課	増改修2014
	もみじヶ丘保育所	1	979	1993	23	子育て支援課	増築2009、2013
幼児・児童施設	宮床児童館	1	321	1970	46	子育て支援課	増築1984
	もみじヶ丘児童館	1	646	1997	19	子育て支援課	
合 計			2,279				

〔建築年度別延床面積〕



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・子育て支援施設については、幼児や児童等が多く利用する施設であることから、安心して利用できるように防災設備等の各種設備について適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・子育て支援施設は、幼児や児童等の利用者が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。
- ・防疫面の観点から手洗いやトイレなどの衛生設備について、法令点検以外にも施設管理者の見回り点検も併用して、施設の安全な維持管理を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- ・子育て支援施設について、新耐震基準に対応した耐震診断を早期に実施し、耐震補強に努めます。

5) 長寿命化の実施方針

- ・子育て支援施設は老朽化している施設が増えてきますが、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

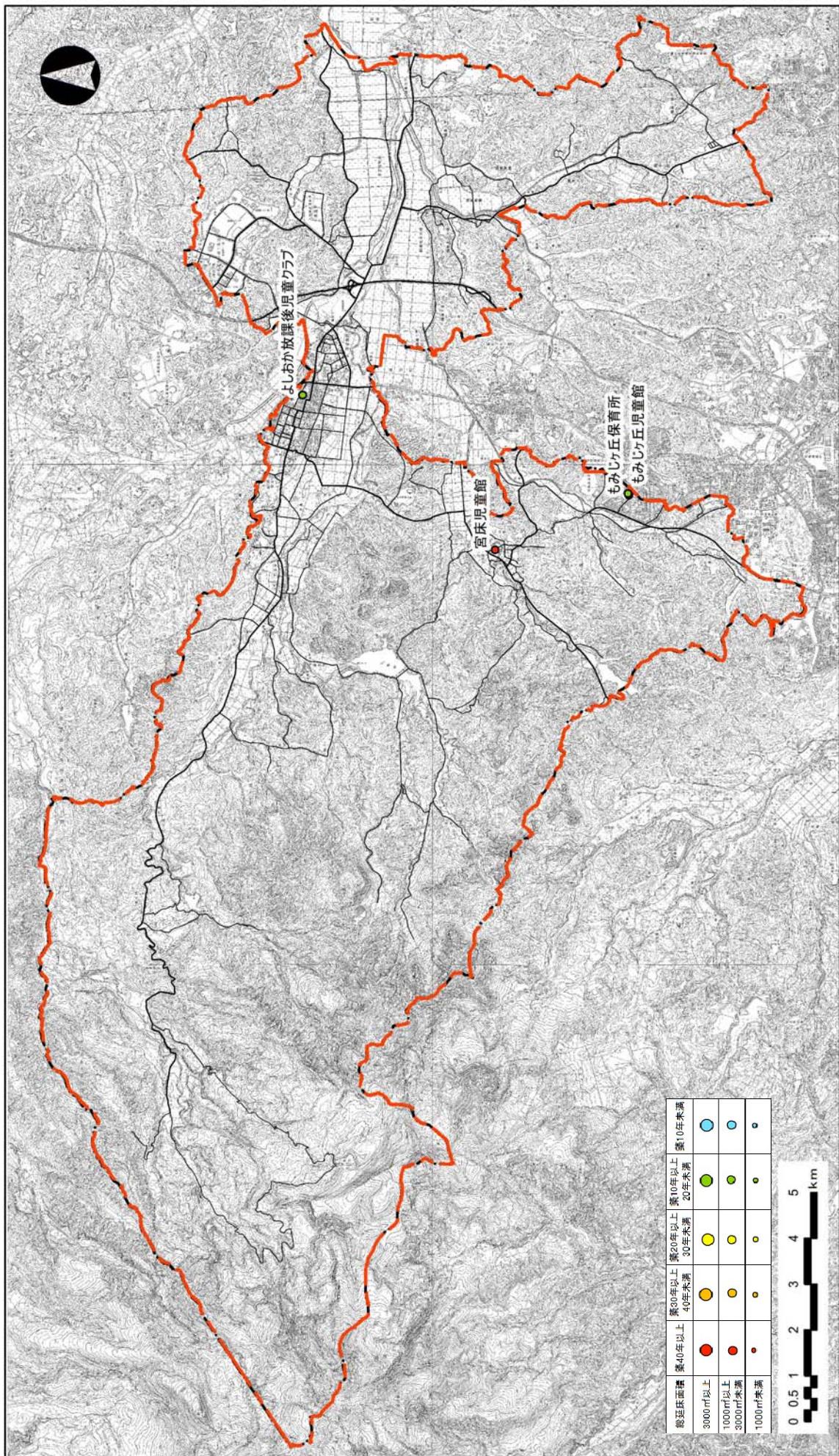
6) 統合や廃止の推進方針

- ・地域単位に設置する放課後児童クラブについては、旧中学校の活用など用途の転用を進めていますが、安全で便利な利用しやすい施設として既存施設の有効活用を検討します。
- ・保育所については、今後の人口動向による需要を踏まえて、施設の改廃等による適正配置について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・保育所は民間での運営が可能であることから、指定管理者制度の導入や民間活力の活用等による管理運営の効率化についての検討を進めます。
- ・幼児や児童の見守りを地域ぐるみで行うことを含めて、既存の未利用施設の活用可能性を検討することにより効率的な運用を検討します。

[位置図]



(5) 保健福祉施設

①特性と課題

町の直営する保健福祉施設としては、保健福祉総合センターひだまりの丘（以下、ひだまりの丘）のほか、高齢者福祉施設としていこいの家たんぽぽと高齢者グループホームがあります。

ひだまりの丘とグループホームは20年未満ですが、いこいの家たんぽぽは40年を経過していますが、いずれも吉岡市街地に立地しています。

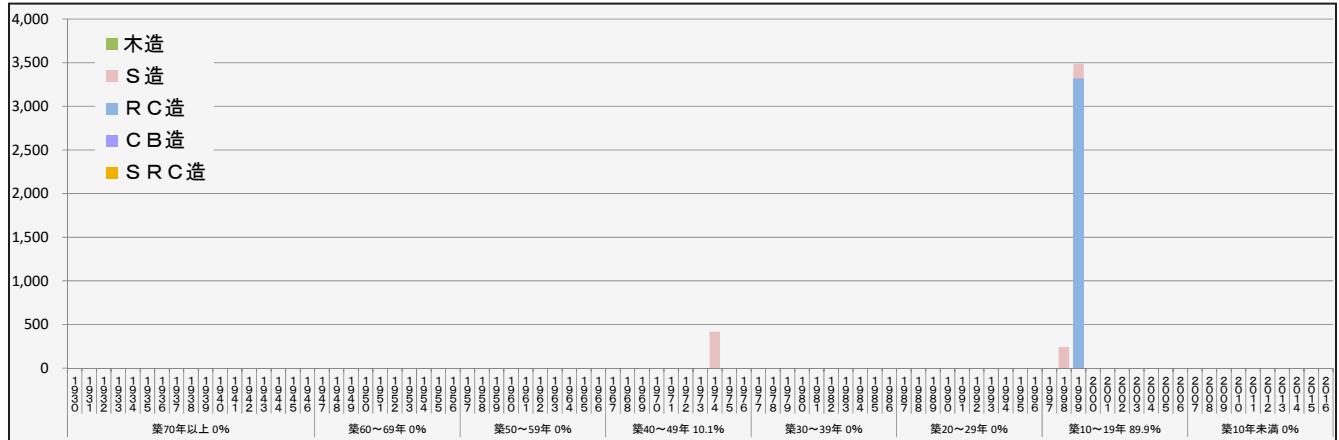
ひだまりの丘は、約17,015m²の敷地に福祉公園約5,753m²、鉄筋コンクリート造一部木造、地下1階、地上2階、延床面積3,479m²の多目的施設で、町の保健福祉課の事務所機能・行政窓口、会議研修室、食を通じてのコミュニティ広場（食事処）、安らぎと憩いの場としての温浴施設、健康づくりの場としての機能回復訓練施設、栄養指導室、健康増進コーナーがあるほか、老人デイサービスセンターや吉岡児童館が併設されています。高齢者や児童などが集まり交流できる機能が集約されており、多目的室では乳幼児健診等の町で行う健康診断に利用されています。また、災害時の避難所に指定されています。

まもなく、20年が経過することとなるため、建物の維持管理・修繕・更新の計画的な対応が求められます。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
保健・福祉複合施設	保健福祉総合センターひだまりの丘	3	3,318	1999	17	保健福祉課	別途車庫・倉庫172m ²
高齢福祉施設	いこいの家たんぽぽ	1	418	1974	42	財政課	改築2000
高齢福祉施設	高齢者グループホームすずらん	1	243	1998	18	保健福祉課	
	合 計		661				

〔建築年度別延床面積〕



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・ひだまりの丘では、町で直営している事務所機能、吉岡児童館、温浴施設等のほか、社会福祉法人が運営するデーサービスセンター、テナントとして民間業者が運営する食事処と多種多様な運営主体によることとなり、また町民が自由に利用できるスペースがあるため、町として施設全体の定期的な点検・診断を行うとともに、管理防災設備等の各種設備について適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・幼児や児童等、高齢者の利用者が多いことから、施設運営に係る社会福祉法人や民間業者と連携して、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、適時適応に安全確保に努めます。
- ・施設機能相互に利用される手洗いやトイレなどの衛生設備については、法令点検以外にも施設管理者の見回り点検も併用して、施設の衛生管理や安全な維持管理を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- ・ひだまりの丘は、新耐震基準に対応した耐震設計が行われています。耐震基準以前のいこいの家たんぽぽについては必要な耐震補強に努めます。

5) 長寿命化の実施方針

- ・ひだまりの丘については、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組み、効率的な維持管理・修繕・更新に努めます。

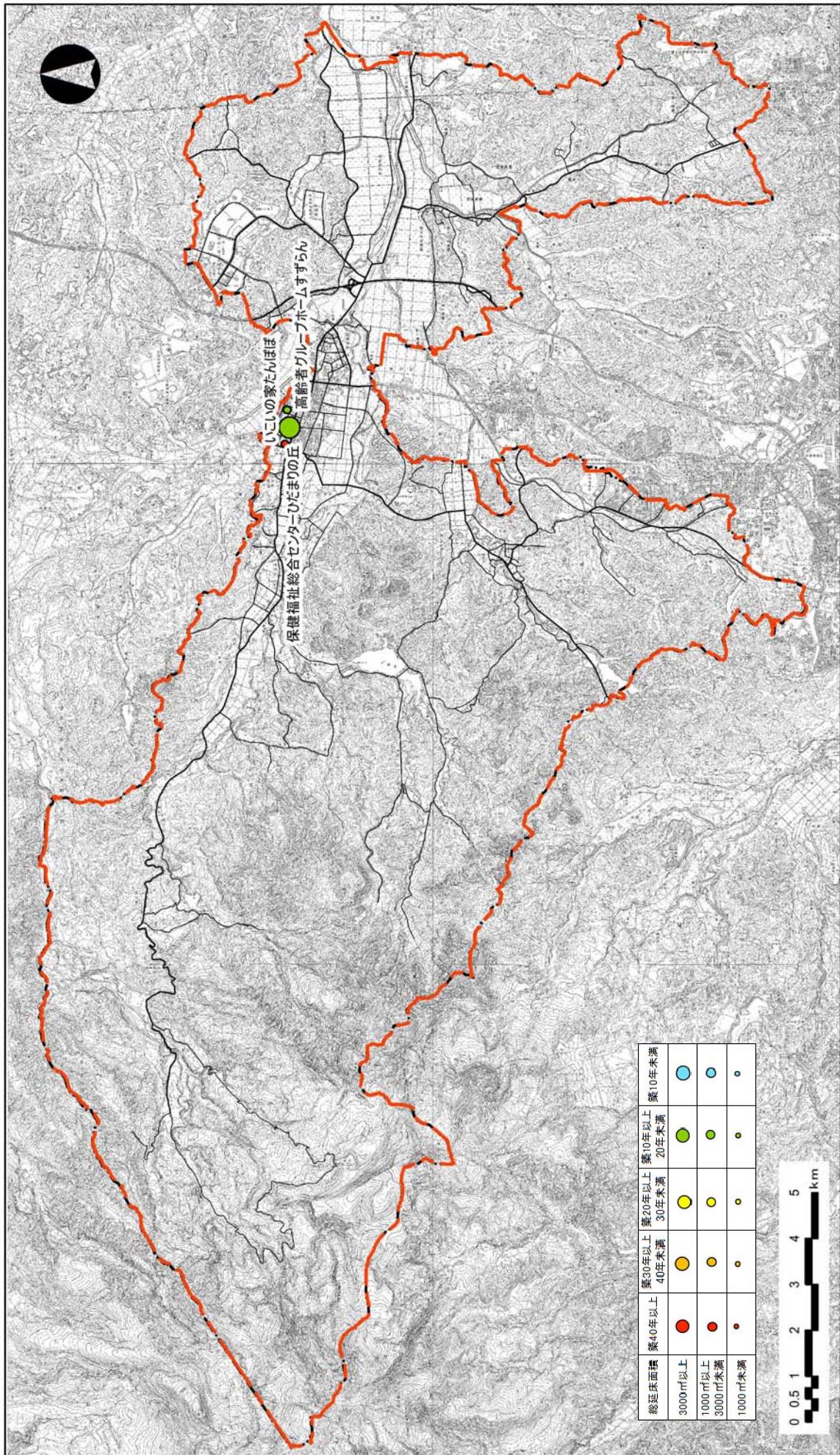
6) 統合や廃止の推進方針

- ・ひだまりの丘については、保健福祉総合センターの多様な機能としての利用実態からみた町内の関連施設との連携・分担の観点から、一層の有効活用を検討します。
- ・高齢者福祉施設については、今後の増大する需要に対応して、民間事業者の誘導等について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ひだまりの丘については、町内の関連施設との連携・分担についての管理体系を再考し、なお一層の有効活用を推進します。
- ・ひだまりの丘周辺のまちづくりと連携するなど住民主体の健康づくりや老若男女の交流の拠点として、町民と協働した効率的な維持管理の取り組みを推進します。

〔位置図〕



(6) 行政系施設

①特性と課題

行政系施設は、庁舎、水道庁舎、その他倉庫等があり、また消防施設として各地区に消防団が利用する小型ポンプ庫や水防倉庫があります。

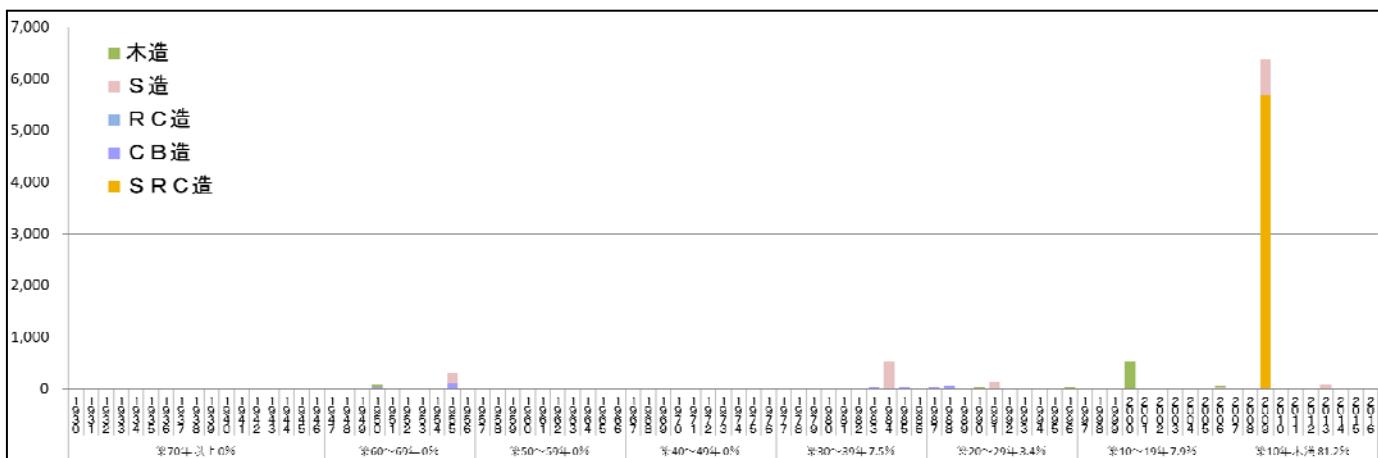
庁舎は築10年未満ですが、各地区的ポンプ庫については48棟あり、平均築35年で老朽化が進んでいるとともに、従来のポンプを軽トラックに積み込む方式から、ポンプ一体型車両の利用も求められていることなどから、町域全体の消防体制の方針から小型ポンプ庫の配置や修繕・更新の検討が必要となっています。

[庁舎等施設一覧]

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
庁舎等	大和町役場本庁舎	1	5,681	2009	7	財政課	SR
	大和町役場車庫棟	1	706	2009	7	財政課	S造
	水道庁舎	1	514	2000	16	上下水道課	木造
	車庫兼倉庫	1	126	1991	25	上下水道課	増築1998
その他行政系施設	ごみ収集用コンテナ保管庫	1	38	2006	10	町民生活課	倉庫、S造
	倉庫 グリーンヤード	1	21	2003	13	町民生活課	S造
	建設課資材置場	1	198	1955	61	都市建設課	倉庫、S造
	合 計		7,283				

施設名称	設置場所	設置数量等	建築年度	経過年数 (年)	所管課
テレビ電波共同受信施設	吉田地区	1基	2005	11	まちづくり政策課
	難波・金取南地区	1基	2005	11	まちづくり政策課
	北目大崎地区	1基	2005	11	まちづくり政策課
	大平地区	1基	2005	11	まちづくり政策課
光ファイバーケーブル		39,616.00 m			
太陽光発電設備	大和町役場庁舎	1基	2013	3	まちづくり政策課
	保健福祉総合センター	1基	2014	2	まちづくり政策課
	吉田教育ふれあいセンター	1基	2015	1	まちづくり政策課
	宮床中学校	1基	2015	1	まちづくり政策課
	鶴巣防災センター	1基	2015	1	まちづくり政策課
	落合教育ふれあいセンター	1基	2015	1	まちづくり政策課

[建築年度別延床面積]



〔小型ポンプ庫施設等一覧〕

施設	区分	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課
消防施設	第1分団	小型ポンプ庫第1部柴崎班	1	6.20	1995	21	総務課
		小型ポンプ庫第2部志田町班	1	11.40	1985	31	総務課
		自動車車庫上町・中町班	1	78.21	2013	3	総務課
		小型ポンプ庫第5部下町班	1	11.25	1985	31	総務課
		小型ポンプ庫第6部城内東班	1	14.05	1987	29	総務課
		小型ポンプ庫第7部城内中班	1	11.40	1988	28	総務課
		小型ポンプ庫第8部城内西班	1	11.40	1988	28	総務課
	第2分団	小型ポンプ庫第1部新小路班	1	9.94	1996	20	総務課
		小型ポンプ庫第1部向原班	1	11.06	1981	35	総務課
		小型ポンプ庫第2部山田班	1	11.40	1983	33	総務課
		小型ポンプ庫第2部中野班	1	11.02	1993	23	総務課
		小型ポンプ庫第3部前河原班	1	11.40	1996	20	総務課
		小型ポンプ庫第4部難波班	1	14.08	2016	0	総務課
		小型ポンプ庫第3部荒井班	1	9.54	1955	61	総務課
	第3分団	小型ポンプ庫第5部石倉班	1	11.40	1984	32	総務課
		小型ポンプ庫第2分団	1	14.08	2012	4	総務課
		小型ポンプ庫第1部金取北班	1	11.02	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第1部反町上班	1	11.40	1988	28	総務課
		小型ポンプ庫第1部反町中・下班	1	11.60	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第2部麓班	1	10.36	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第2部金取南班	1	11.25	1979	37	総務課
	第4分団	小型ポンプ庫第5部峰班	1	11.21	2001	15	総務課
		小型ポンプ庫第4部清水班	1	10.36	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第5部高田班	1	11.40	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫軽積載車車庫	1	14.08	2012	4	総務課
		小型ポンプ庫第3部八志田・沢渡班	1	14.85	2014	2	総務課
		小型ポンプ庫第1部下草班	1	11.02	1995	21	総務課
		小型ポンプ庫第1部砂金沢班	1	9.94	2006	10	総務課
		小型ポンプ庫第2部北目班	1	14.08	2015	1	総務課
		小型ポンプ庫第2部大崎班	1	9.36	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫第3部大平上班	1	14.08	2010	6	総務課
		小型ポンプ庫第3部鳥屋班	1	9.36	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第4部幕柳班	1	11.17	1949	67	総務課
	第5分団	小型ポンプ庫第4部太田班	1	11.40	1988	28	総務課
		小型ポンプ庫第5部山田班	1	11.21	1990	26	総務課
		小型ポンプ庫第5部小鶴沢班	1	11.02	1989	27	総務課
		小型ポンプ庫第6部大平中班	1	9.54	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第6部大平下班	1	11.40	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫第1部舞野班	1	9.36	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第1部蒜袋班	1	9.54	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第2部上桧和田班	1	9.94	1998	18	総務課
		小型ポンプ庫第2部下桧和田班	1	7.02	1955	61	総務課
		小型ポンプ庫第3部三ヶ内上班	1	10.83	1990	26	総務課
		小型ポンプ庫第3部三ヶ内下班	1	7.22	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫第4部相川班	1	14.08	2015	1	総務課
		小型ポンプ庫第5部松坂班	1	9.50	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫第5部大角班	1	11.02	1949	67	総務課
		小型ポンプ庫第3部報恩寺班	1	14.08	2014	2	総務課
	合 計		48	601.53	平均年数	35	
防災施設	水防倉庫	下草水防倉庫	1	15.36	1995	21	総務課
		砂金沢水防倉庫	1	25.73	2013	3	総務課
		大平上水防倉庫	1	15.36			総務課
		上桧和田水防倉庫	1	25.90	2013	3	総務課
		下桧和田水防倉庫	1	12.99	2010	6	総務課
	合 計		5	95.34	平均年数	8	

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・行政系施設のうち、庁舎については町の行政機能や災害発生時の拠点施設として重要な機能を担っていることから、法定点検だけではなく、防災設備も含めた設備全般について、日常的な施設の状況を確認・把握します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・庁舎については規模が大きいことから、予防保全型の計画的な修繕に向けて適切な維持管理を行い、財政負担の軽減に努めます。

3) 安全確保の実施方針

- ・庁舎は、不特定多数の町民等が出入すること等から、点検診断等の結果を踏まえ、安全上の問題が確認された場合は適時適応に速やかに安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・庁舎については耐震設計が行われていますが、今後の法令改正等や老朽化による劣化にも対応し、適切な耐震化を実施していきます。

5) 長寿命化の実施方針

- ・庁舎については、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方で維持管理を行います。

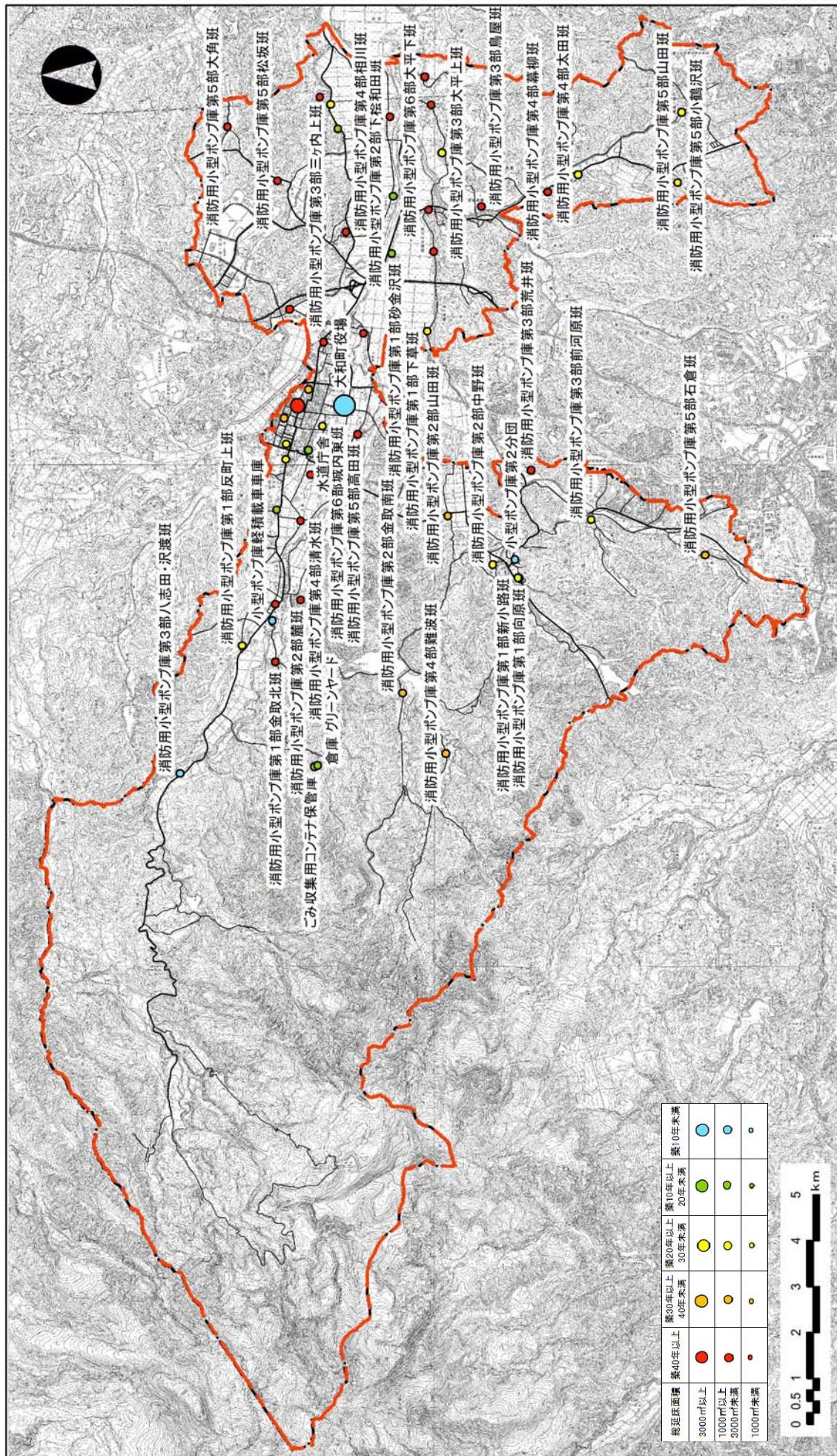
6) 統合や廃止の推進方針

- ・老朽化する倉庫等については利用目的や効率性を考慮して、有効な維持方策を検討します。
- ・小型ポンプ庫の取扱いについては、老朽化への対応、配置状況や今後のポンプの稼働体制を検討の上、将来的な利用計画を立案して検討することとします。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・庁舎の予防保全型の管理体制や町民が利用しやすい施設としての管理計画を立案して、庁内で総合的かつ計画的な管理を進めます。
- ・倉庫、消防ポンプ庫等の附属施設については、将来的な活用の在り方を検討し、維持管理・更新についての計画的な方針のもと取り組みます。

[位置図]



(7) 町営住宅

①特性と課題

町営住宅は、木造戸建て住宅が8戸で全37棟に34戸が入居、鉄筋の中層集合住宅が7棟、140戸あり136戸入居しています。(平成29年2月現在)

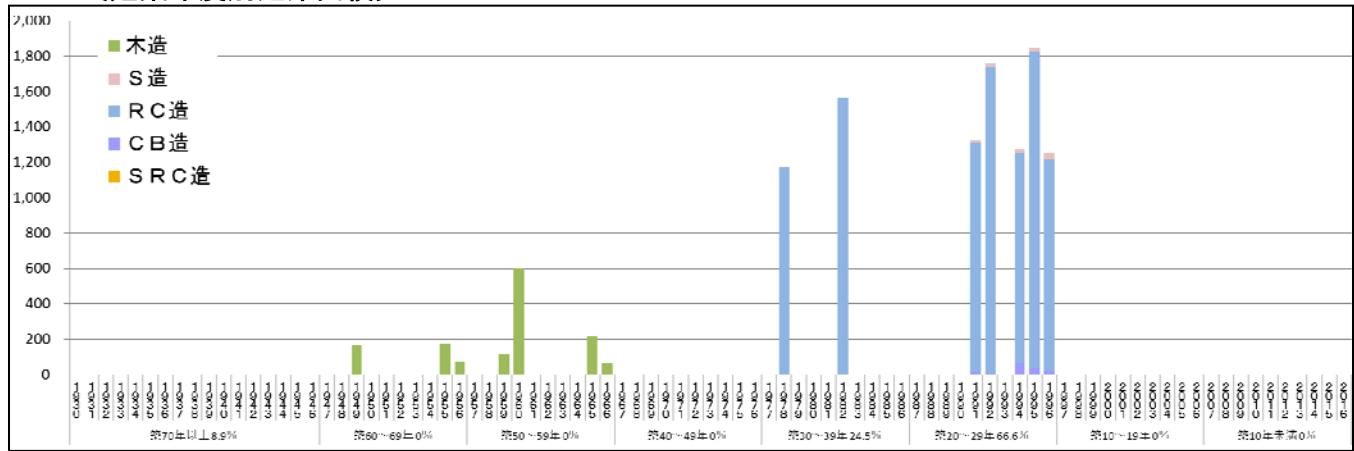
木造住宅については、昭和40年以前の建設で概ね50年以上経過しており、逐次、集合住宅への誘導を図りつつ、空家になり次第、順次撤去する予定です。

現在のところ、維持修繕については家賃収入で賄っていますが、将来的に、劣化による修繕や更新が集中することが想定されることから、計画的に収支バランスがとれるような維持管理計画を策定していくことが求められます。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
町営住宅	下町住宅 1号棟	1	1,175	1979	37	都市建設課	
	下町住宅 2号棟	1	1,566	1981	35	都市建設課	
	蔵下住宅 1号棟	1	1,299	1991	25	都市建設課	2棟27m ² (ポンプ室、自転車置き場)併設
	蔵下住宅 2号棟	1	1,733	1992	24	都市建設課	2棟28m ² (プロパン庫、自転車置き場)併設
	西原第1住宅 1号棟	1	1,192	1994	22	都市建設課	4棟86m ² (物置、自転車置き場、ポンプ室、プロパン庫)併設
	西原第1住宅 2号棟	1	1,788	1995	21	都市建設課	2棟57m ² (物置、自転車置き場)併設
	西原第1住宅 3号棟	1	1,192	1996	20	都市建設課	2棟62m ² (物置、自転車置き場)併設
	大崎住宅	1	66	1966	50	都市建設課	木造平屋建
	下小路住宅	1	178	1955	61	都市建設課	木造平屋建
	橋本住宅	2	73	1956	60	都市建設課	木造平屋建
	道下住宅	4	112	1959	57	都市建設課	木造平屋建
	西原第2住宅	5	167	1949	67	都市建設課	木造平屋建
	西原第3住宅	19	602	1960	56	都市建設課	木造平屋建
	西原第4住宅	6	217	1965	51	都市建設課	木造平屋建
合 計			11,620				

〔建築年度別延床面積〕



②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・入居者の安全確保を図るため、居室及び共用部分の防火機能を高めるなど防災設備等の適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕、更新等については、長寿命化計画に基づき入居状況や費用対効果を踏まえて計画的かつ段階的に実施します。

3) 安全確保の実施方針

- ・入居者の要望や点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く緊急性の高い箇所については、速やかに安全確保対策に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・新耐震基準以前に建築されている町営住宅の耐震化については、老朽化による劣化等を考慮しつつ、適切な補強工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・町営住宅個々の構造や建築後の経過年数等に配慮して長寿命化計画を検討し、計画的な修繕による長寿命化を推進します。

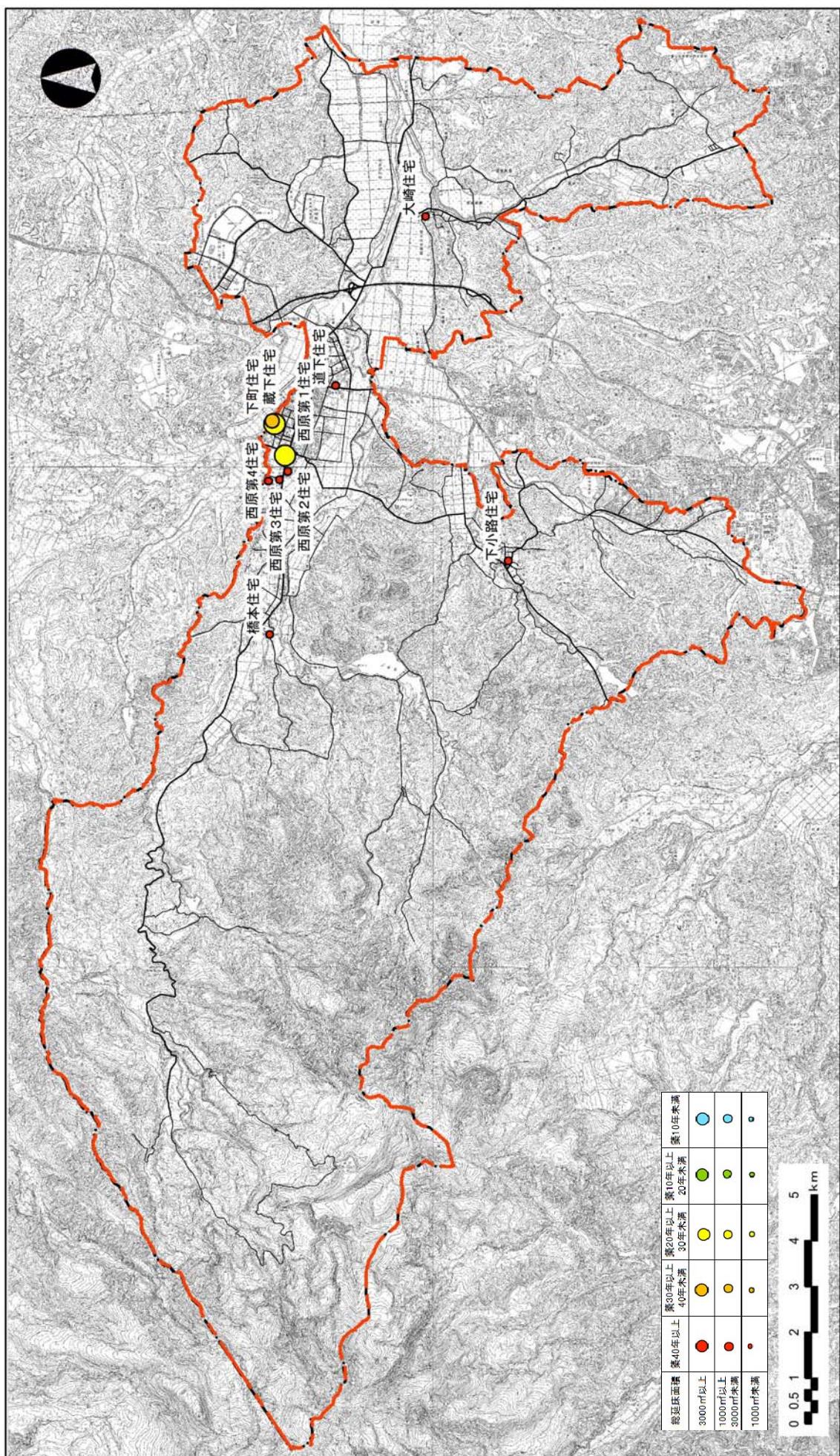
6) 統合や廃止の推進方針

- ・木造戸建て住宅については耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、入居者退去後に用途廃止とします。
- ・その他については、施設の耐用年数・老朽化、団地別の入居状況等を踏まえるとともに、財政基盤に整合した計画的な維持管理に取り組みます。
- ・施設の再編に当たっては、入居者に段階的な説明を行い、合意形成を図り実施します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・町営住宅の日常的な維持管理や診断をもとに長寿命化を図るとともに、将来的な入居状況や社会情勢等も考慮した適切な管理戸数等の計画についての検討を行います。
- ・民間委託の活用を検討することにより管理運営・家賃収納の効率化を検討します。

[位置図]



(8) 産業系施設

①特性と課題

産業系施設としては、共同販売所、加工場等があります。そのほか、船形山登山者のための升沢避難小屋があります。大半が木造建築物ですが、鉄骨構造の船形山山菜加工場は42年が経過しています。升沢避難小屋については、昭和39年建築の一部約22m²を平成19年に取り壊して新增設しています。これらの施設は、本町に賑わいをもたらす観光・レクリエーション等の施設として、今後も施設を継続的に維持更新を図っていくことが必要となります。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
共同販売所・その他	ふれあい農園 管理棟	1	182	2000	16	産業振興課	木造
船形山菜加工場	船形山菜加工場	1	180	1974	42	産業振興課	S造、発電機室3m ²
共同販売所	南川湖畔生産物直売所	1	93	1999	17	産業振興課	木造
キャンプ場 ・共同販売所	ふれあいの里 生産直売所	1	60	1990	26	産業振興課	木造 汲取り・水洗便所2棟15m ²
その他	升沢避難小屋	1	28	2006	10	産業振興課	木造
	合 計		542				

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- 電気設備、機械設備等について法令で定められた定期点検と併せ、機能低下を招かないよう日常的な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 生産物直売所については、多くの人が出入する施設であることから、設備面や衛生管理面等の適切な維持管理を行うとともに、計画的な設備の更新を実施します。

3) 安全確保の実施方針

- 点検診断等の結果を踏まえ、設備面や衛生管理面等で危険性の高い箇所については、速やかに安全確保に努めます。
- 避難小屋については、緊急避難や救助活動など人命にかかる場合もあるため、利用に支障がないよう安全管理に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- 木造建築物については新耐震基準以降の建築年次であり耐震性を有しています。鉄骨構造の船形山菜加工場は新耐震基準以前の建物であることから耐震補強を図るよう努めます。

5) 長寿命化の実施方針

- 木造建築物については、経年劣化による腐食等に対応して塗装等を定期的に行うなど、長寿命化を図るよう努めます。

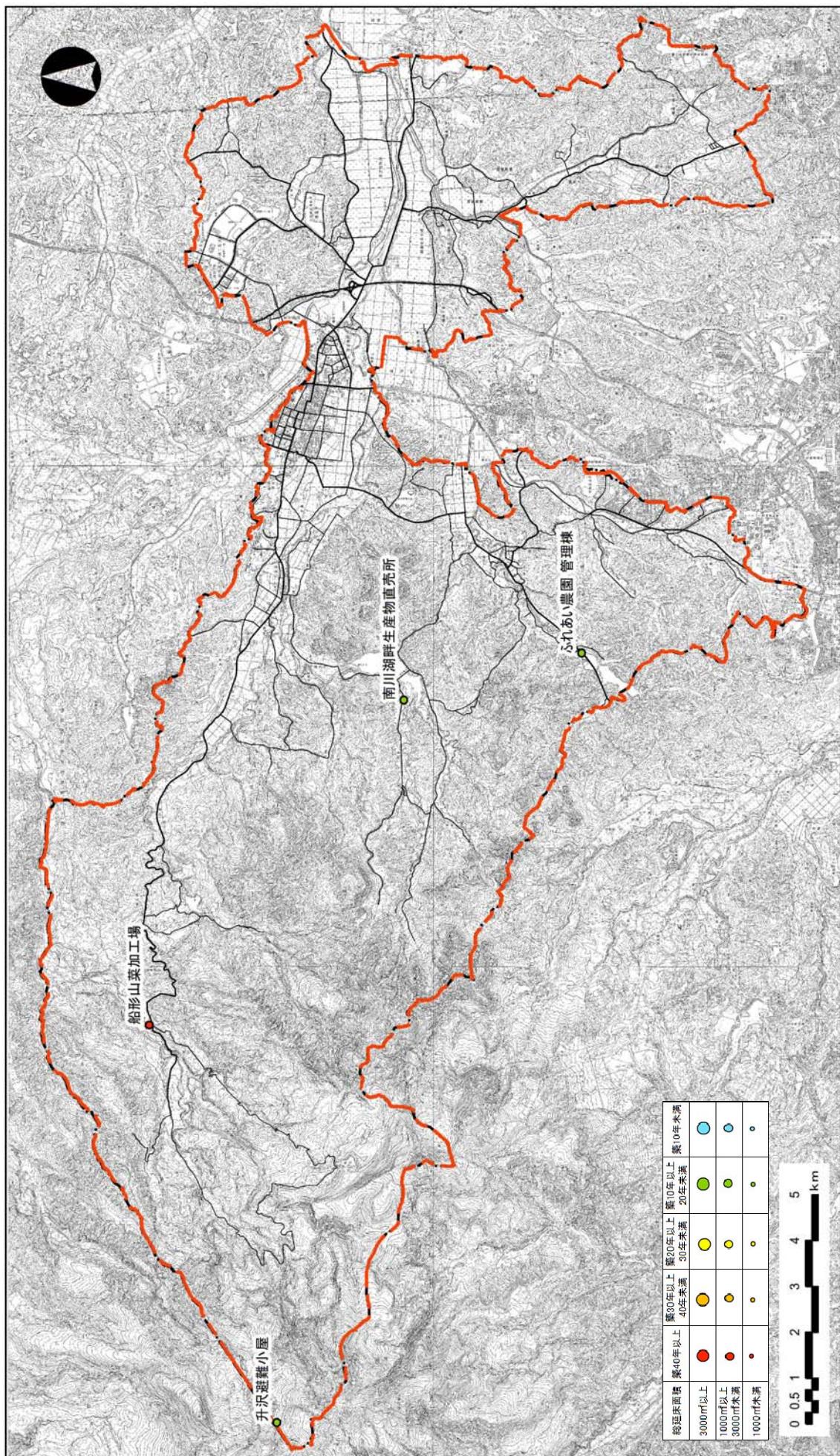
6) 統合や廃止の推進方針

- 産業系施設については、個々に独立した機能を有しているため、利用状況を踏まえた費用対効果を考慮の上効率的な運用を図ります。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 現在保有する産業系施設については、民間活力の活用や地域団体の管理等による効率的な管理運営に向けて関係機関等との調整、検討を進めます。

[位置図]



(9) 上下水道関連供給処理施設

①特性と課題

供給処理施設等としては、上水道の配水池及びポンプ場があります。

配水池については、中峰2号配水池、宮床1号配水池、宮床2号配水池及び松坂配水池が運用中で、現状で水圧不足は生じていません。また配水池の耐震化事業は平成30年度の完了予定で現在実施中です。

配水池、ポンプ場とも停滯することなく持続的に運用される必要があり、また災害時には施設間の補完機能を持たせることが求められます。

今後、特に機械・電気設備においては年数の経過に伴い、部品交換や修繕・更新等が必要となってきます。

これらの供給処理施設等については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が重要となります。

〔施設一覧〕

施設	名称	棟数	規模 (m ³)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
上水道施設	中峰2号配水池	1	7,600.00 m ³	1980	36	上下水道課	
	宮床1号配水池	1	1,300.00 m ³	1991	25	上下水道課	
	宮床2号配水池	1	3,500.00 m ³	2000	16	上下水道課	
	松坂配水池	1	1,200.00 m ³	1991	25	上下水道課	
	合 計	4	13,600.00 m ³				
	鶴巣南ポンプ場	1	3.39 m ³	1974	42	上下水道課	発電機室3m ³
	吉田ポンプ場	1	3.39 m ³	1999	17	上下水道課	
	宮床2号ポンプ場	1	144.00 m ³	2006	10	上下水道課	
	合 計	3	150.78				

施設	名称	棟数	総延床面積 (m ²)	建築年度	経過年数 (年)	所管課	備考
下水道施設	下水処理施設(大富コミプラ)	1	901	1996	20	上下水道課	水防倉庫、RC造
	宮床農業集落排水処理施設	1	314	2005	11	上下水道課	木造
	合 計		1,215				

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・供給処理施設等については機能維持の観点から、機器等の設備を主に計画的な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・供給処理施設等については、関係省庁等が策定した計画等に基づき、適正な維持管理及び施設整備の優先順位を定め、計画的な改修を実施します。

3) 安全確保の実施方針

- ・ポンプ場等については、特殊設備や衛生管理面等を考慮しながら、点検診断等の結果を踏まえ危険性が高い箇所については、速やかに安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・耐震化については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

5) 長寿命化の実施方針

- ・供給処理施設等の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

6) 統合や廃止の推進方針

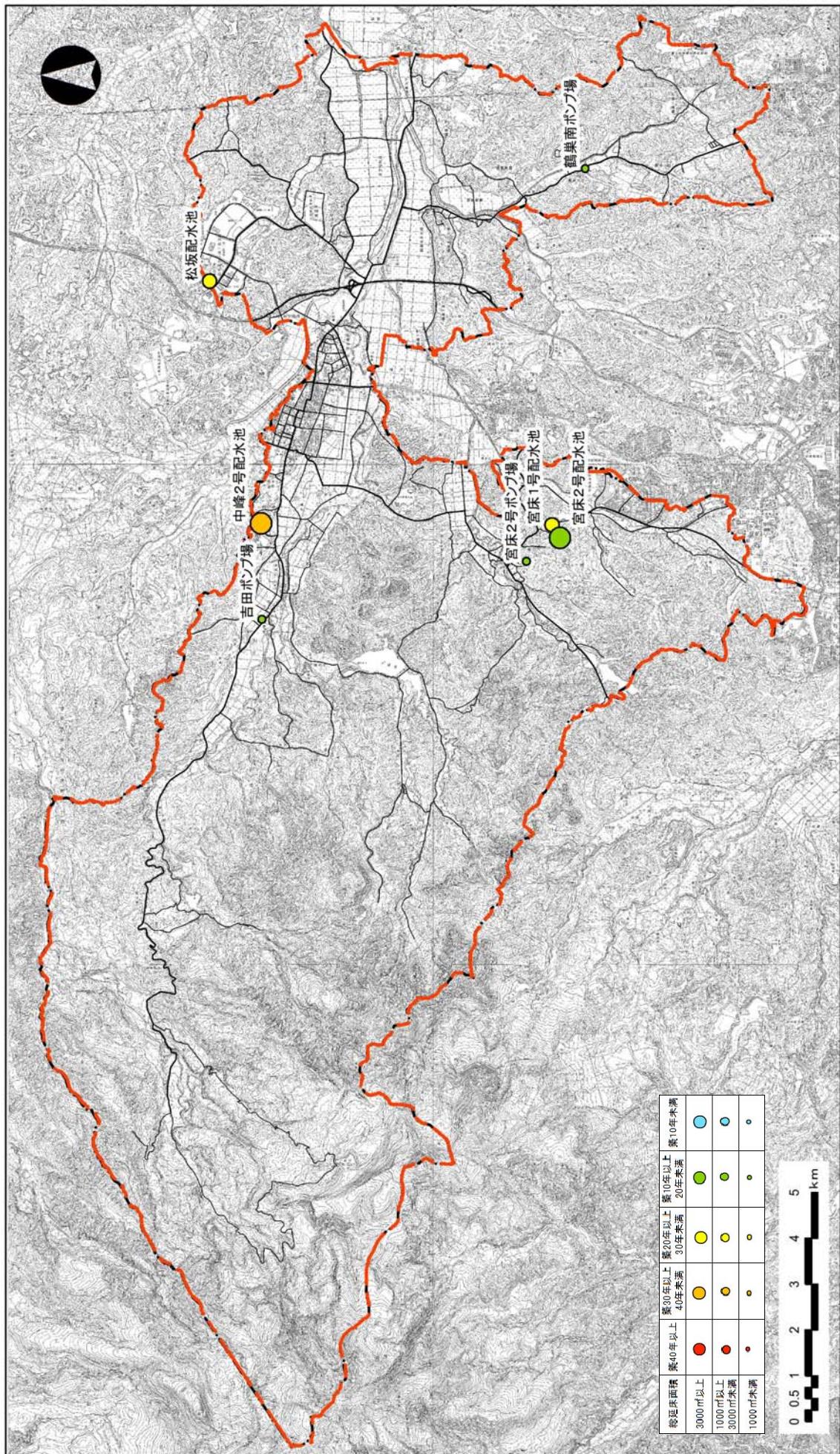
- ・上下水道施設全体の効率的な管理を進める中で改善点の検証に努めます。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・供給処理施設等については、今後管理運営の効率化に向けて検討します。

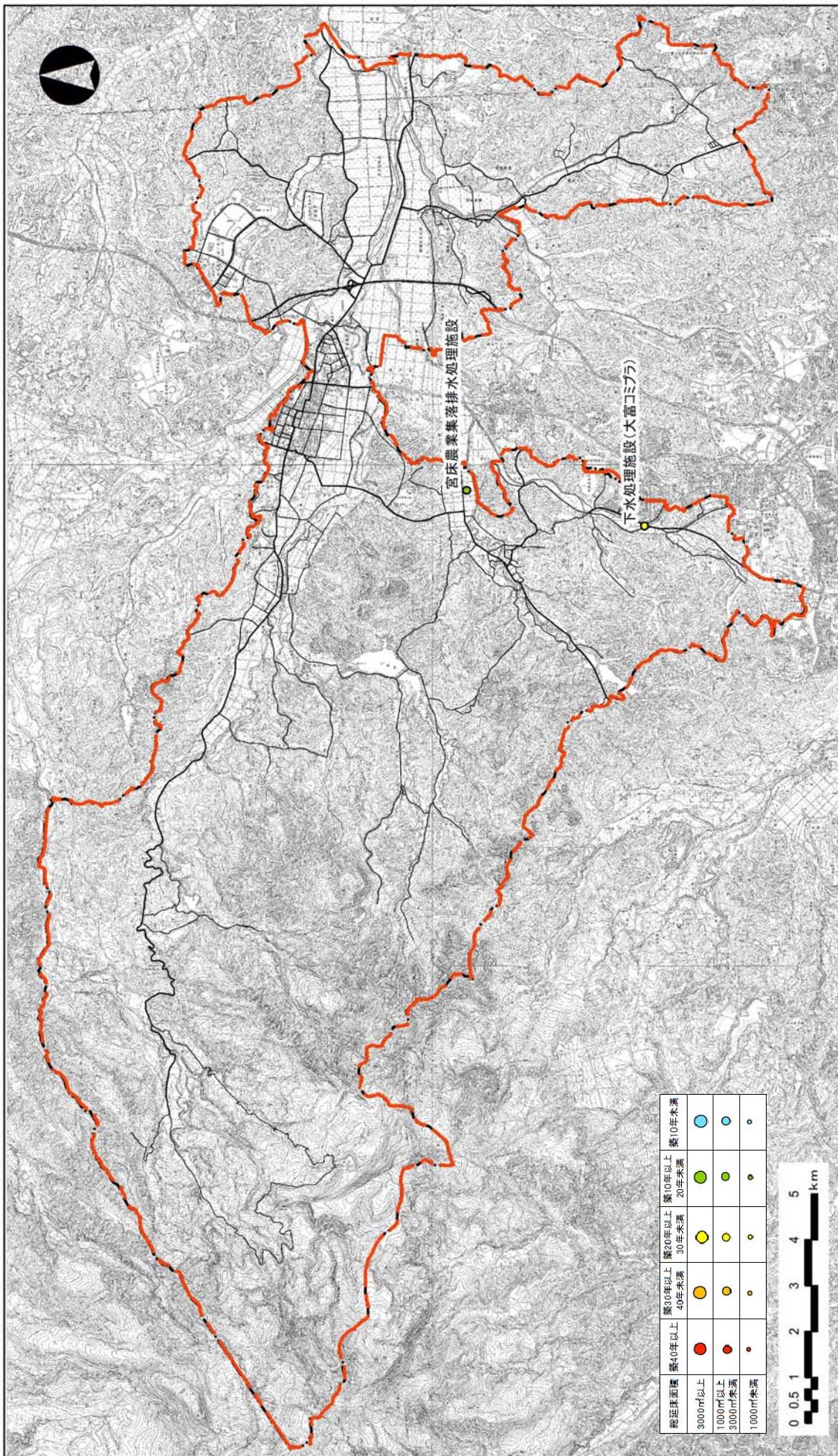
口上水道施設

[位置図]



口下水道施設

〔位置図〕



(10) 道路・橋りょう

①特性と課題

町（都市建設課）が管理する認定道路の延長は約 318.8km、面積は 300.7ha です。（平成 28 年 4 月 1 日現在、道路施設現況調査）そのうち、幹線町道となる 1 級町道、2 級町道等は 46 路線、約 10.6km で、認定後 30 年以上経過しているものが約 85% となっています。

また、橋りょうの建設年別面積では、築 30 年以上経過しているものが約 5 割となっており、築 10 年未満のものはほとんどありません。

道路・橋りょうについては、利用頻度の高い人口密度の高い市街地の路線や集落間を結ぶ幹線町道等について、優先的に維持補修を進めるなど、定期的な点検の実施による現況把握や長寿命化計画の策定による計画的な維持管理が必要となります。

そのほか、農道が約 244.6km、林道が約 41.8km あり、産業振興課で管理を行っています。（平成 28 年 3 月 31 日現在）

〔幹線町道一覧〕

	道路名称	所在地	種類	整備年度	延長(m)
1級町道	下町奥田線	吉岡字中町～大衡村大衡字古館前	道路(4.0～6.5m)	1986	130.50
	石神沢線	吉岡字石神沢	道路(4.0～6.5m)	1986	366.70
	南金谷線	吉岡字金谷下～吉岡字金谷上	道路(1.5～4.0m)	1994	926.50
	吉岡吉田線	吉岡字東車堰～吉岡字石川裏	道路(16.0～18.0m)	1994	1,649.20
	宮床難波線	宮床字新中野～宮床字高山	道路(6.5～8.0m)	1986	9,140.10
	山下大沢線	小野字樋田～小野字明通	道路(8.0～10.0m)	1986	6,152.50
	高田線	吉田字童子沢～吉田字南谷地	道路(10.0～16.0m)	1998	4,501.40
	魚板兵土ヶ原線	吉田字魚板～吉田字高山	道路(8.0～10.0m)	1986	4,329.80
	大崎三ノ関線	鶴巣北目大崎字南大崎～鶴巣下草字十文字	道路(6.5～8.0m)	1986	3,402.70
	大崎線	鶴巣鳥屋字山下～鶴巣北目大崎字色黒	道路(4.0～6.5m)	1986	920.00
	大崎大平上線	鶴巣北目大崎字岸～鶴巣大平字町田	道路(6.5～8.0m)	2004	963.10
	山田大亀線	鶴巣山田字宮中～鶴巣山田字宮ノ沢	道路(6.5～8.0m)	1986	686.00
	小鶴沢線	鶴巣山田字樟平～鶴巣小鶴沢字柳沢	道路(8.0～10.0m)	1986	3,241.10
	舞野志戸田線	落合舞野字大横手西～落合舞野字舞野	道路(4.0～6.5m)	1986	1,547.50
	松坂報恩寺線	落合松坂字赤坂～落合報恩寺字協和	道路(4.0～6.5m)	1986	1,563.70
	桧和田本線	落合相川字若木前～鶴巣大平字植田	道路(6.5～8.0m)	1994	4,905.10
	悟渓寺報恩寺線	鶴巣大平字大川渓～落合報恩寺字身洗	道路(6.5～8.0m)	1986	1,249.50
	大角大松沢線	落合松坂字仲田～落合松坂字大角東	道路(6.5～8.0m)	1986	1,218.70
	衡南松坂平線	落合蒜袋字岩下前～松坂平一丁目	道路(10.0～16.0m)	1994	1,808.90
1級町道その他	中町下町線	吉岡字上町～吉岡字下町	道路(6.5～8.0m)	1986	895.20
	幕柳大平線	鶴巣幕柳字境田～鶴巣大平字窪川	道路(6.5～8.0m)	1986	3,788.80
2級町道	愛宕線	吉岡字西原	道路(1.5～4.0m)	1986	250.00
	吉岡停車場線	吉岡字上町～吉岡字西下蔵	道路(16.0～18.0m)	1986	344.20
	南青木柴崎線	吉田字新小原～吉岡字上柴崎	道路(16.0～18.0m)	1986	587.70
	山崎西ノ原線	宮床字山田上～宮床字西ノ原	道路(4.0～6.5m)	1986	1,303.70
	戸崎五寺ノ坊線	宮床字新中野～宮床字五寺ノ坊	道路(4.0～6.5m)	1986	1,477.50
	向原寺地線	宮床字向原～宮床字山田下	道路(4.0～6.5m)	1986	1,156.10
	五寺ノ坊線	宮床字薬研坂～宮床字樋田	道路(4.0～6.5m)	1986	4,454.40
	石倉線	小野字黒木～小野字新畑南	道路(1.5～4.0m)	1986	3,510.40
	山ノ神禪興寺線	吉田字山ノ神～吉田字麓	道路(4.0～6.5m)	1997	3,027.60
	担ノ原線	吉田字立輪～宮床字袖北子	道路(8.0～10.0m)	1986	3,342.00
	台ヶ森線	吉田字仁和多利～吉田字筒谷場	道路(6.5～8.0m)	1986	6,708.60
	沢渡中見山線	吉田字丸森～吉田字中見山中	道路(4.0～6.5m)	1986	1,738.00
	北目砂金沢線	鶴巣北目大崎字長在家畑～鶴巣北目大崎字町頭	道路(1.5～4.0m)	2010	1,027.00
	大崎北目線	鶴巣北目大崎字新千刈田～鶴巣北目大崎字宮ノ沢一番	道路(4.0～6.5m)	1986	2,271.30
	鳥屋大平線	鶴巣鳥屋字橋本～鶴巣大平字町田	道路(6.5～8.0m)	1986	1,383.70
	蒜袋相川線	落合蒜袋字岩下～落合相川字大沢	道路(8.0～10.0m)	1986	2,635.30
	相川北沢線	落合相川字若木～落合相川字加美山	道路(6.5～8.0m)	1986	756.60
	舞野上桧和田線	落合舞野字一本杉～落合桧和田字中道	道路(4.0～6.5m)	1994	764.40
2級町道その他	保福寺線	吉岡字西原	道路(4.0～6.5m)	1986	416.50
	裏街道線	吉田字上童子沢～吉田字割前	道路(6.5～8.0m)	1986	2,453.60
	大沢田線	吉田字北原～吉田字多沢田	道路(6.5～8.0m)	1986	1,932.00
	嘉太神線	吉田字瀬ノ久沢～吉田字上嘉太神南	道路(4.0～6.5m)	1986	3,417.40
	大崎大平線	鶴巣北目大崎字南大崎～鶴巣大平字植田	道路(4.0～6.5m)	1986	3,550.10
	新田線	鶴巣大平字下碇～鶴巣大平字勝負沢	道路(6.5～8.0m)	1986	1,165.30
	太田小鶴沢線	鶴巣太田字中ノ町～鶴巣小鶴沢字上ノ沢	道路(4.0～6.5m)	1986	2,779.00
	合	計			105,839.40

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、道路構造物（橋りょう、舗装、付帯設備等）に対して、適切な点検、診断等を実施します。
- ・地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針等や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・自動車運転者・自転車利用者・歩行者の視点、高齢者及び障害者に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。
- ・交通管理者と連携して、危険な交差点の解消や通学路等の安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針等に基づき、道路・橋りょうの適切な耐震化を図ります。

5) 長寿命化の実施方針

- ・道路については長寿命化計画の策定に取り組み、橋りょうについては既存長寿命化計画の見直しを踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の都市の在り方や交通量実態を踏まえて、維持管理・更新について優先的に取り組む幹線道路・橋りょうの位置づけを検討し、計画的に整備します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳管理システムを活用して、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(11) 公園・緑地等

①特性と課題

町が管理する公園のうち、身近な公園である街区公園、近隣公園等の都市公園の他、運動公園、緑地、児童遊園等があります。

都市公園は、大半が都市計画決定を行っていますが、鶴巣公園や防災調整池を兼ねる吉岡東公園など一部の公園は都市計画決定を行っていません。公園の多くは都市建設課で管理を行っていますが、大和町総合運動公園や都市計画決定を行った仙台北部中央公園は、各々産業振興課、総合運動公園（体育館）の管理となっています。町内の公園の一元管理による効率的な管理の検討が必要となります。

都市建設課で管理する公園は、都市公園が36箇所、約38.0ha、その他が9箇所、約19.6haで、そのうち規模の大きい公園としては、吉岡南中央公園、わかば公園（もみじヶ丘）などの近隣公園であり、その他は概ね街区公園です。公園内に駐車場を設けているのは、まほろば公園などごくわずかです。

公園には、トイレや遊具等の様々な公園施設が設置されており、老朽化対策や安全面の確保が今後の課題であるため、長寿命化計画に基づいた適切な補修等を図るとともに、地域と一体となった管理が必要となります。

〔施設一覧〕

施設	区分	名称	面積(㎡)	整備年度	経過年数(年)	所管課
公園・緑地等	総合公園	大和町総合運動公園	2,417,700.00	1999	17	生涯学習課
	地区公園	仙台北部中央公園※	165,719.00	1998	18	都市建設課
		公園緑地その他	111,605.00	1998	18	都市建設課
		ダイナヒルズ野球場	29,120.00	1996	20	生涯学習課
		ダイナヒルズテニスコート	9,824.00	1996	20	生涯学習課
		ダイナヒルズ多目的広場	15,170.00	1996	20	生涯学習課
	近隣公園	吉岡南中央公園	20,036.00	1996	20	都市建設課
		わかば公園	12,744.17	1990	26	都市建設課
		城内大堤公園	7,825.13	2003	13	都市建設課
		小野南中央公園	11,002.98	2010	6	都市建設課
	街区公園	西車堰公園	2,000.01	2008	8	都市建設課
		車堰公園	4,572.01	2008	8	都市建設課
		まほろば公園(近隣公園)	11,700.04	2007	9	都市建設課
		杜の丘1号公園	1,301.35	2007	9	都市建設課
		杜の丘2号公園	3,349.88	2007	9	都市建設課
		杜の丘3号公園	7,560.11	2007	9	都市建設課
		杜の丘4号公園	1,906.03	2007	9	都市建設課
		杜の丘5号公園	2,185.97	2007	9	都市建設課
		館下公園	5,753.89	1999	17	都市建設課
		東下蔵公園	2,127.00	1974	42	都市建設課
		天皇寺公園	3,963.00	1975	41	都市建設課
		もみじヶ丘1号公園	2,586.45	1991	25	都市建設課
		もみじヶ丘2号公園	3,163.66	1990	26	都市建設課
		もみじヶ丘3号公園	3,079.25	1990	26	都市建設課
		一里塚公園	2,000.00	1992	24	都市建設課
		杉ヶ崎公園	2,481.00	1993	23	都市建設課
		くるま公園	2,484.00	1993	23	都市建設課
		西下蔵公園	2,583.00	1996	20	都市建設課
		熊野堂公園	2,843.11	1993	23	都市建設課
		三峯公園	4,242.74	2003	13	都市建設課
		白鳥公園	1,262.26	2007	9	都市建設課
		舞野ふるさと公園	4,134.81	2007	9	都市建設課
		西柿木公園	2,500.00	2007	9	都市建設課
	都市緑地	古館緑地	1,687.00	1976	40	都市建設課
		八幡緑地	3,059.00	1976	40	都市建設課
		八谷館緑地	19,440.00	1982	34	都市建設課
	緑地	柳丁緑地	322.00	1980	36	都市建設課
		城内中緑地	119.00	1981	35	都市建設課
		三峯緑地	2,333.82	2000	16	都市建設課
	児童遊園	下町児童遊園	466.75	1979	37	子育て支援課
		下草児童遊園	3,393.63	1984	32	子育て支援課
		舞野児童遊園	600.00	1976	40	子育て支援課
		鶴巣山田児童遊園	578.00	1976	40	子育て支援課
		児童スポーツ広場	2,902.00	1978	38	子育て支援課
	その他公園	宮床レクリエーション広場	13,495.81	1982	34	生涯学習課
		玉ヶ池レクリエーション広場	11,630.00	1980	36	生涯学習課
		三ヶ内レクリエーション広場	15,752.00	1981	35	生涯学習課
		鶴巣山田レクリエーション広場	12,554.00	1982	34	生涯学習課
		北目レクリエーション広場	23,263.00	1982	34	生涯学習課
		砂金沢レクリエーション広場	2,921.42	1992	24	生涯学習課
		四十八滝公園	28.87	1987	29	産業振興課
		あさひな公園	56,750.00	1988	28	産業振興課
		もみじ山公園	5,143.00	1996	20	産業振興課
	駐車場	宮床地区駐車場	2,500.00	2011	5	財政課
	合 計		3,051,822.15			
付属施設等	トイレ	吉田地区公衆トイレ	17.00	1997	19	財政課
		宮床地区公衆トイレ	3.00	2011	5	財政課
		七ツ森湖畔公園水辺公園トイレ	33.00	1988	28	産業振興課
		七ツ森湖畔公園せせらぎ公園トイレ	7.00	1988	28	産業振興課
		立輪水辺公園公衆便所	22.96	1987	29	産業振興課
		宮床レクリエーション広場トイレ	14.96	1995	21	生涯学習課
	倉庫	宮床レクリエーション広場倉庫	15.32	1995	21	生涯学習課
	合 計		113.24			

※仙台北部中核公園は、公園緑地その他、ダイナヒルズ野球場、同テニスコート、同多目的広場で構成されている。

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- ・公園については、遊具等を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は町民からの通報により、危険箇所と認められた公園施設については、事故防止の観点から速やかに対応措置を講じ、安全確保に努めます。

4) 耐震化等の実施方針

- ・公園については幼児から高齢者まで多様な利用が見込まれることから、あずまや、遊具等公園施設の耐震性の確保に取り組みます。

5) 長寿命化の実施方針

- ・公園長寿命化計画を踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕により長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の都市の在り方を踏まえて、公園の適正配置について検討します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳管理システムを活用して、効率的な管理を推進します。
- ・日常的な管理等について地域と一体となった効果的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

(12) 上水管路施設

①特性と課題

現在の上水管路は昭和45年（1970年）から既に46年が経過しています。法定耐用年数を経過している管路もありますが、老朽管の布設替については、必要に応じて対応しています。

導水管延長は1.35km、送水管延長は20.85km、配水管延長は225.79kmで、配水管は人口1人当たり2.85kmとなります。（住民基本台帳人口28,308人（平成28年1月1日現在））

また、仙台北部中核工業団地を始め土地区画整理事業により整備された住宅団地等については、面的にまとまって整備された経緯から、管路等の経年劣化による更新時期が同時期に訪れる可能性があることから、計画的な維持管理の検討が必要となっています。

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- 今後、順次、耐用年数を越える管路が増加することから、老朽管を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 今後、法定耐用年数を超える管路が増加するため、点検・診断結果を踏まえるとともに、アセットマネジメント（資産管理予測）を実状に照らして見直しながら、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- 計画的な予防修繕による管理コストの削減や平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断結果、町民からの通報、及び地盤の不安定箇所等の把握により、危険性が認められた場合は速やかに応急措置や修繕を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- 現在進行中の配水池の耐震化を進めるほか、地震時にも水道供給が遮断されないように、管路系統の二重化や耐震化の取り組みを検討します。

5) 長寿命化の実施方針

- アセットマネジメント（資産管理予測）の見直しを推進し、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕により管路、施設等の長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- 将来の町の規模や需要地の分布を踏まえて、上水管路網の効率的な適正配置について検討し、耐用年数の経過とともに、計画的に配管網の更新を図ります。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 台帳管理システムにより、劣化状況や維持更新に係る効率的な管理を推進します。
- 研修会等への参加など専門性の高い職員の育成を図り、持続的な維持管理を推進します。

(13) 下水道管渠等施設

①特性と課題

本町の下水道は、吉田川右岸の鶴巣地区に立地する宮城県吉田川流域下水道大和浄化センターで処理するもので、現在、町内では公共下水道の管渠が整備されています。下水道管渠の布設延長は約 172km でそのうち汚水管渠が約 171km です。昭和 63 年度（1988 年）以降に整備されたもので、最大で 28 年が経過しています。

これまでのところ、震災時の災害復旧以外では、管渠の更新等はまだ発生していない状況です。

マンホールポンプ（耐用年数 15 年）については、「長寿命化計画」（5 ヶ年）を策定し、補助事業を活用して計画的に更新を行っています。

また、宮床地区では汚水管渠の布設延長約 15km について農業集落排水事業を運用しています。

そのほか、分散する居住地に対応して、町管理による戸別の合併処理浄化槽が 360 基ほどあります。

現在、公共下水道区域における水洗化率は約 88% で、町全体における汲取りによる町民は約 4,000 人と全人口の約 14% に相当することから、今後の健全な下水道の維持管理、運営のために水洗化率の向上が重要となってきます。

②管理の基本的な方針

1) 点検・診断等の実施方針

- 今後耐用年数を迎える管渠等が増大してくることから、老朽管を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 今後、法定耐用年数を超える管渠等が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先順位を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- 計画的な予防修繕による管理コストの削減や平準化を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断結果、町民からの通報、及び地盤の不安定箇所等の把握により、危険性が認められた場合は速やかに応急措置や修繕を実施します。

4) 耐震化等の実施方針

- 地震時にも下水道が遮断されないように、マンホールポンプ等の電気・機械設備や管渠等の耐震化を推進します。

5) 長寿命化の実施方針

- 予防保全の考え方に基づき、下水道の長寿命化計画の策定に取り組み、費用対効果を反映した計画的な修繕による長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

- 将来の町の規模や需要地の分布を踏まえて、自然流下による下水道管渠網の効率的な適正配置を検討し、必要に応じて耐用年数の経過とともに、計画的に管渠網の更新を図ります。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳管理システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・研修会等への参加など専門性の高い職員の育成を図り、持続的な維持管理を推進します。

